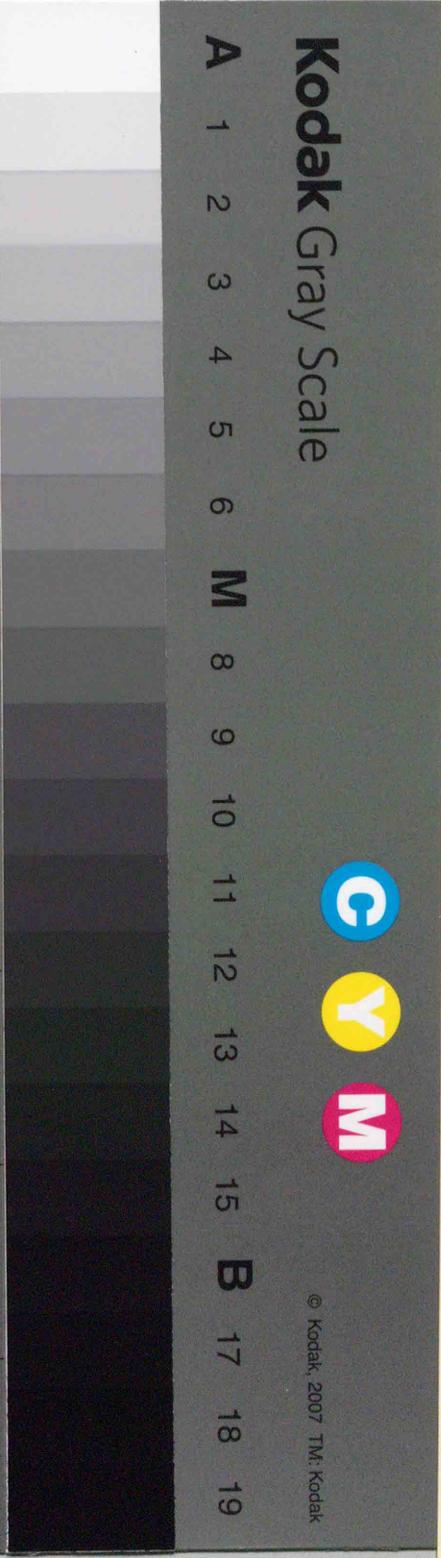
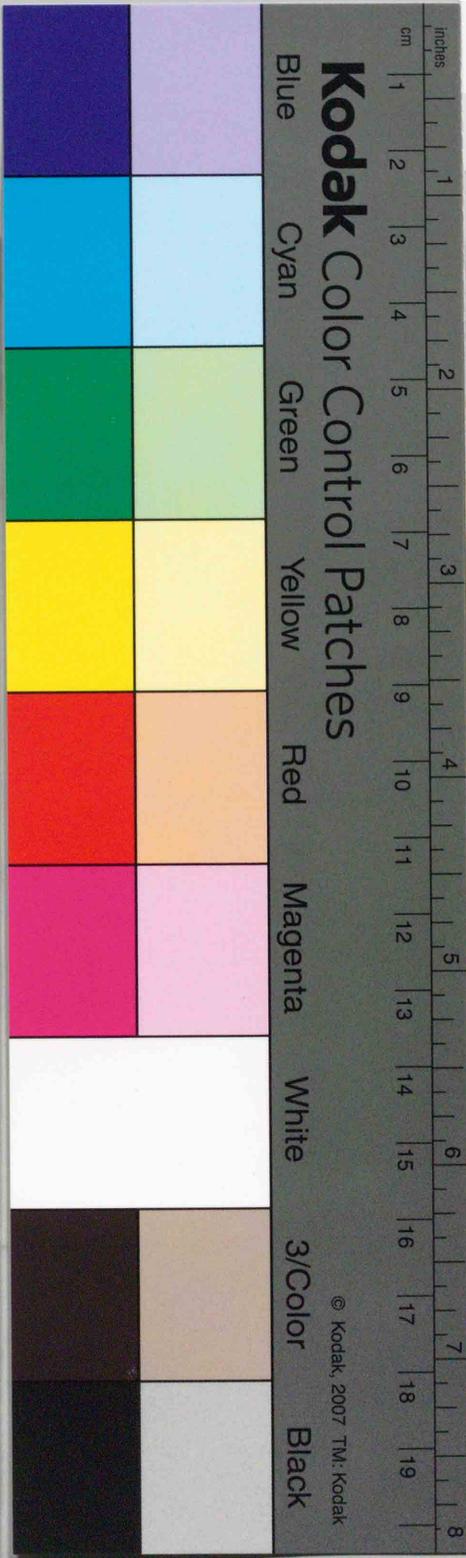
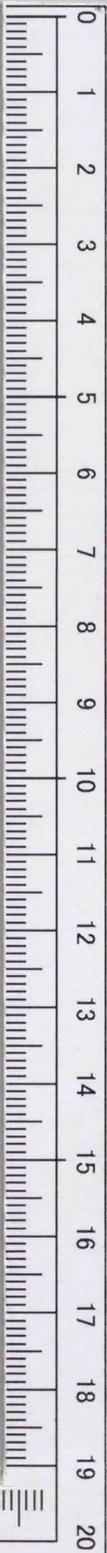


教科書文庫
3
110
32-1902
2000085181

高島
早本
婦女讀本
全



30532

教科書文庫

3
110
32-1902
20000
85181



© Kodak, 2007 TM: Kodak



3b
810
明35

横山徳次郎著

(九 刷)

高島 尋
日本婦女讀本全

東京 大坂 寶文館



中央図書館
資料

教科書文庫
3
110
32-1902
2000085181

緒言

一本書は、余が曩に著はしたる、高等日本公民讀本の女子用として、わが國民の妻たり、母たるに、缺くべからざる、法制經濟の思想を涵養し、兼て、また、家政を調理するに必要なる概念を養成せんことを期して、著述せしものなり。

一本書の著述に當りては、特に、高等小學校上級生の學力を標準としたれば、高等小學三四年生、竝に、其の補習科生は勿論、これと同等以上の兒童に用ひて、其の修身科、讀書科の教科書たるに適切なるべきを信ず。

一本書は、余が別に著す所の、尋常小學校卒業程度用日本婦女讀本を授け終りたる兒童に用ひ、彼此連絡する所あらば、最

緒言

一

も妙なるべし。
一本書を授くるには、日本婦女讀本、竝に、高等日本公民讀本を
参照すべし。

明治三十五年十一月三日天長節の祝日東京に於て

著者 識す

等高
日本婦女讀本目次

第一章 家庭と主婦

- 一 主婦と家長……………一
- 二 主婦と舅姑……………五
- 三 主婦と親族……………八
- 四 主婦と近隣……………一〇
- 五 主婦と僕婢……………一一
- 六 主婦と家風……………一四
- 七 主婦と家政……………一六

第二章 家庭の整理

- 八 家内の衛生……………一九
- 九 飲食……………二〇

一〇	衣服	二二三
一一	住居	二二七
一二	看病	二二八
一三	避難	二一九
一四	訪問及び待客	二二一
一五	書信及び音物	二二二
一六	一家の經濟	二三四
第三章 小供の教養		
一七	小供と母親	二三七
一八	胎育	二四〇
一九	哺育	二四一
二〇	小供の衣食住	二四三
二一	小供の遊戯	二四四

二二	小供の疾病	二四六
二三	家庭と小學校	二四七
第四章 法律上の家		
二四	家と家族	二五〇
二五	戸主と家族	二五一
二六	人の権利及び義務	二五三
二七	自然人と法人	二五四
二八	夫と妻	二五六
二九	親と子	二五七
三〇	親族	二五九
三一	相續	二六一

第五章 わが國の法制上		
三二	國家と國民	二六三

第六章

わが國の法制

三三	國體と政體	六四
三四	わが 天皇陛下	六六
三五	帝國憲法	六八
三六	帝國議會	六九
三七	國の法律	七一
三八	國法の制裁及び赦免	七二
三九	裁判と警察	七三
四〇	政府と官吏	七六
四一	市町村の自治制度	七七
四二	郡及び府縣の自治制度	八二
四三	國家と地方自治	八五
四四	選舉	八七

目次

四五	軍備	九〇
四六	兵役	九五
四七	教育	九八
四八	衛生	一〇一
四九	財政と租税	一〇四
五〇	外交	一〇八
五一	修交條約國	一一三
五二	日本赤十字社	一一七
五三	名譽の榮典	一二〇
五四	國家の祝祭	一二三
五五	神社佛閣	一二五
第七章	わが國の法制	下
五六	國家と實業	一二八

五七	實業の現況	一三二
五八	實業に對する保護	一三四
五九	會社	一三六
六〇	銀行	一三八
六一	貯蓄	一四〇
六二	保險	一四一
六三	爲替	一四三
六四	貨幣	一四四
六五	有價證券	一四七
六六	手形	一四八
六七	通信	一五〇
六八	交通	一五二

第八章 わが國の婦人

六九	過去及び現在の婦人	一五四
七〇	將來の婦人	一五七

高等
日本婦女讀本目次終

高等
日本婦女讀本

横山徳次郎著

第一章 家庭と主婦

一 主婦と家長

吾等は、既に、學校において、女子の守るべき、種々の
道徳の話を聞けり。これより、進みて、人の妻として、ま
た、母として、心得べき道を學び、且つ、日本帝國の國民
として、知らでかなはざる、法制、經濟の一通りをも修
めんとす。

凡そ、女子のつとめは、家をととのふるにあり。男は、出でて外に働き、女は、留りて内を守るは、自然の道なり。夫は、常に、汲々として、職業を勵み、妻は、常は、孜々として、家政を整ふるは、これ、天然の法則にして、この二つのもの相ひ待ちて、家の繁昌始めて見るべきなり。たとへば、夫は、袋の口を守る人にして、妻は、其の底を守るものの如し。口は、物を容れて、袋を充たし、底は、これを貯へて、漏さざらんとす。始めて、袋に物の充つるを見るべし。口よく物を容るるも、底よくこれを守る能はざれば、皆こぼれ去つて、何の甲斐もあらざらん。されば、古きことばにも、國の本は家にあるといひ、また、家の本は身にあるといへり。身をさまらざれば、家

ととのはず、家ととのはざれば、國さかんならず。この故に、家の主婦たるべき女子は、常に、身を慎し、心を勵まして、學を修め、智をひらき、徳をみがかんことをつとむべし。

男子は、家の長として、家の職業をつとめ、一家の人々を養ふものなり。女子の、これに従ひて、従順なるべきは、言ふを待たざるところなり。親しきになれて禮を失ひ、我意を張りて、侮り輕んずることあるべからず。妻の夫を敬愛せず、さして顔にて、よろづ氣儘にふるまふは、極めて、見ぐるしきものなり。堅く貞操を守り、忠實にして、思ひやり深かるべし。一旦嫁したる後は、これをわが家と思ひ、たとひ、其の家に不幸あり、其

夫の
補助

の夫難病にかかることあるも、再び親の家に歸らんことを願ふべからず。夫喜ぶ時は共に喜び、憂ふる時は共に憂ひてこれを除かんことをつくすべし。夫に過ちあらば靜にこれを諫め導きて正しきにかへらしめ、至らざるところあらば補ひ助け常に「夫婦は一身同體」といふ語を服膺して、夫を助け、一家を支ふべし。日常の衣服、飲食の世話より、出入の時の下駄、帽子の注意まで、こまやかに、心をくばるべし。夫の世話は、成るべく、これを自らして、人手を煩はさざるをよしとす。

妻は、また夫の補助者となりて、其の至らざるを補ひ、其の足らざるを助けんことを期すべし。其の痛め

女の
重任

るを慰め、阻める氣力を勵まして、其の目的を挫かしめず、夫をして、勇み進みて、其の従ふ所に勉めて、よくこれを成就せしめんことをつとむべし。また、わが力の及ぶべき所は其の許を得ば、自ら手を下して、夫の事業の幾分を助くべし。

されば、女子は、第一、貞節、従順にして、心まめやかならんことを要し、第二、おのれの知識、技能を以て、よく夫を助け、これをして名を成し、家を興さしめて、女子の面目を高めんことを期するを要す。女子の任、それまた重いかな。

二 主婦と舅姑

夫祖父父
母の

嫁と
舅姑

夫婦は一心同體なれば、妻が其の夫の父母、祖父母を敬ふこと、わが父母、祖父母と同じふすべきは、言ふまでもなきことなり。夫の父母、祖父母、兄弟は、即ち、わが父母、祖父母、兄弟なり。これに事へて、孝道をつくし、友愛をあつくするは、これ、子たるものつとめにあらずや、また、長上を尊び、夫にかしづき事ふるの理にもかなへるにあらずや。

然るに、世に色々の諺ありて、舅姑は嫁をにくみ、嫁は舅姑をきらひて、其の間、犬と猿との如きものあるは何ぞや。舅姑と嫁とは、もと、他人にして、互に、血を分かちたるものにあらず、其の間に、なほ、うち解けざるどころありて、互に、相ひ敬することなく、相ひ愛する

老を愛する者
敬者はす

ことなきによれるにあらずや。嗚呼、これ、一家の不幸にして、各人の不利なり、常に、互に樂むこと能はずして、甚しきは、つひに、破鏡の歎をかもすに至るべし。慎しむところなくして可ならんや、戒しむるところなくして可ならんや。

老人は、既に、この世の義務をつとめつくして、今は、靜に、餘生を樂しむものなり。其の健康も壯者に及ばず、其の意氣も、思想も、壯年の人に如かざれば、時に、頑迷の説を主張し、聊かの事に怒りののじり、また、ひがみ、そしりて、壯年の者を苦しめ、怒らしむることあるべし、されども、決して、これを憤り、また、怨むことなからず、これに事ふること従順にして、恭謙なれば、やがて、

老は験富り
人に經にめ

意解け、心和ぎて、つひに、われを愛するに至るべし。其のわれを愛せざるは、われの事ふること至らざればなり、われの敬するところ足らざればなりと思ひて、益心をつくして事ふべし、諺にも、『至誠人を動かす』とあり、舅姑如何に我意強しとて、何ぞ、全くわが子の妻を愛することを欲せざるものあらんや。

老人は、多年の經驗を積み、世故に慣れたるものなれば、其の言行は、大に、吾等の則とすべきこと多し。新知識なしとて、これを侮ることなかれ。心を空ふして、靜かに考へ以て、わが龜鑑に供すべし。

三 主婦と親族

夫の親族

親親む妻力
族はしのはな

舅姑に次ぎて、妻の親しむべきものは、即ち、夫の親族なり。夫の親族とは、其の祖父母、兄弟、姉妹、または、伯叔父母、甥姪等のものをいふ。

親族睦しく交りて、風波起らざるは、主として、妻の力なり。妻は、もと、他家より來りて、新たに、夫の家の人となれるものなれば、親族の人は、多く、常に、眼をつけ、耳を時てて、其の人となりを見、夫に事へ、一家を整ふる有様をうかがはんとしてり。されば、妻たるものは、よく其の人々に親しみ、心をかたむけ、意を誠にして交らざれば、つひに、其の足らざるところを擧げて非難せられ、互に、そしり怨むに至りて、一家不和の基となるものなり、慎しみて交るべし。

誇ら高
ずぶす

妻は、其の生家の門地、夫の家より高しとて、これを誇るべからず。夫の親族に、名譽財産のわれより劣れるものありとて、これを侮るべからず。誇らず、高ぶらざるは、親族に交る第一の道なり。

四 主婦と近隣

近隣の人々に交るの道は、親族に交るに異なることなし。隣保相ひ助くるは、人の美德にして、また自然の本分なり。相ひ交るに、誠を以てし、常に、私利私徳を去りて、近隣の利益を謀るべし。

夫れ、人聚りて家をなし、家聚りて市町村をなし、市町村、また、聚りて國をなす。隣保相ひ和して、市町村の

保ひ保
しく

天地利地
時和人利
如和

繁榮を謀るは、即ち、わが家を利し、わが身を益する法にして、また國を利益せしむるの道なり。古語にも、『天時地利は人の和に如かず』といへり。隣保協同せば、天下何の幸福か得られざるものあらんや。教育を起し、衛生を盛んにするには、市町村の協同の力によらず、んば能はず。殖産、工業を盛大にし、一身一家を富まし、一地方、一國家を富強にせんには、隣保團結の力、與つて最も功あるものとす。而してこの團結協同を謀り、人の和を得んには、一家の主婦、常に家長を助けて、其の交際を圓滑ならしめざるべからず。

五 主婦と僕婢

僕をたしめる
婢はいべ

酷なべ
薄すかる

妻として、また、母として、一家の平安を保たんに、なほ、忘るべからざるは、僕婢をいたはり、使ふべきことこれなり。元來、僕婢は、多くは其の身分賤しく、または、其の家貧くして、一つには、良家にありて、親しく行儀作法を學び、一つには、聊かなりとも家内の口を減じ、僅かなりとも給金を得て、家の助けとなさんため、來りて事ふるものなれば、其の情大に憐れむべく、其の心眞に賞すべきものなり。且つ、僕婢は、常に、主家の雜用を助け、家人と立ちまじりて、衣食住を共にするものなれば、わが家族と同じく親しみ愛すべし。

されば、一家の主婦たるものは、自ら、先ちて僕婢をいたはり、決して、これに殘酷なる待遇を與へず、萬事

叮嚀、親切を旨として指揮すべし。若し、これに反して、これをいたはることなく、これを遇すること酷薄ならば、其の家の子女も、皆これを見ならひて、猥りに、僕婢を輕んじ侮りて、これを牛馬の如く遇するに至るべし。また、僕婢は、大抵、思慮分別の淺はかなるものなれば、主家の酷き待遇を怨みて、つひには、一家の秘密を、好んで他に漏し、世に吹聴して、ために禍を家に及ぼし、恥を家人に與へて、悔ゆとも及ばざるに至ることあるべし。故に、一家の取締役たる主婦は、常に注意して、僕婢をいたはり、常にこれを引きたてて、其の喜び勇んで、家のため、わがために盡さんことを願はしむるに至らしむべし。

六 主婦と家風

わが國にては、古より家風を重んじて、『家風にかなはざる妻は去るべし』との教へさへありたるほどなりき。家風とは、家に傳はれる習慣、古例のことにして、以て家を取締り、家内を整理するの法則となるものをいふ。されば、一家の主婦たらんものは、特に、この家風の維持と發揚とに注意して、一家の平和を謀り、名譽を高めんことを期すべし。他家より嫁し來りたるものは、よく其の家風を聽き取り、徐ろにこれを考へて、これに従ふべし。みだりに、自家の風を固守して改めざれば、油の水に交れるものの如く、相ひ和すること能はずして、つひに、家に嫌はれ、人にうとまれて、夫

婦離別の悲しむべきを見るに至らん、おそれ慎しむべきことにあらずや。

家風の國のおきてにもとり、世の習慣に背けるもの、または、他人に迷惑を及ぼし、人の健康を害すが如きものあらば、これを改め正さんことをつとめざるべからず。時世に應じ、世の進歩に従ひて、改むべきは改め、保存すべきは保存せんことをつとむるは、主婦の本分なり。清き家風を維持して家人をひきうるは、主婦のつとめなり。誤れる家風は、徐ろに改めて、一家を正しきに復するも、また主婦のつとめなり。また、新に家を起し、舊來の家風の則るべきものなきものは、靜かに考へ、徐ろに思ひをこらして、よき家風を作り、

家は漸風
なるて追

家政

これを子孫に傳へんことを期すべきなり。
家風は、一朝一夕にして、作り得べきにあらず、また、
一朝一夕にして、改むべきにあらず、怠らず、たはまず、
日常の家政につとむるうちに、知らず識らずしてこ
れを作り、またこれを改むべきものとす。故意にして
なるものにあらず、求めて改むべきものにあらざる
なり、

七 主婦と家政

家政を調理して、一糸の微もみだれたるところな
からんことを期するは、主婦の任務なり。家政とは、家
内の萬事を取締りて、つづまやかにし、人に對して義

一家の福妻力
に幸はのり

良妻は久
く貧なく

理を缺くことなく、家を整理して、其の名譽を永久に
保有することはいふ。家政治まらざるは、女子第一の
耻なり。及び麗しく、才學勝れたりといへども、何にか
せむ。徒に、従順にして貞操なるも、何の甲斐かあらむ。
されば、一家の幸福は、寧ろ夫の力にあらずして、家政
を整ふる伎倆ある妻の、これを供給するところ大なる
ものなりといはざるべからず。

古人の語に、「家貧うして良妻を思ふ」といへるあり。
これ、妻の内に留りて、家政を治むること巧みなるも
のなるときは、夫は、安んじて外に働くことを得、其の
目的とする業に専心努力することを得、また、その働
きて得たる所は、妻よくこれを貯へて、みだりに費す

ところをはなければ、貧苦も、つひに富貴と化し、今日の貧賤を、昔の物語となすことを得べきを思ひて、かくいへるものなり。

家政のことは、いと事繁きものなり。夫に事へ、子を育て、舅姑に親しみ、親族、近隣に交はり、奴婢を取締ることより、家内の風紀を維持し、衛生を重んじて、衣食住の三つに注意し、經濟の道を守りて、金錢の出入を明にするは、皆主婦の掌るべき家政の事項にあらずるはなし。されば、女子は、其のいまだ嫁せざるに先ちて、一通りは、これ等のことを學び究めて、嫁して後は、天晴、良妻賢母の名を高めんことを心がくべきなり。

第二章 家庭の整理

八 家内の衛生

衛生の道を守りて、衣食住に注意するは、自己に對する務にして、また家内に對する務なり、國家に對する務なりとす。衛生の道を守らざるときは、疾病忽ち其の身を襲ひて、身健なること能はず、一生を不快に送りて、自ら樂しむこと能はざるべし。また、妻となりて夫を助け、舅姑に事へて、家政を治むること能はず、母となりて子女を育て養ふこと能はず。つひには、病毒を子孫にのこして、家を害し、一國に傳へて、國を害するに至るべし。彼の傳染病の流行して、大に社會の

衛を主るのな
生守は婦務り

民衆をそこなひ、甚しき害毒を國家に流すものあるは、其の始め、皆個人が衛生の道を守らずして、病毒を傳播したるにあらざるはなし、豈に恐れ慎しむべきことにあらずや。

主婦は、一家の衛生を監理するものなり。常に、家人を率ゐて、衛生の道に注意せしめ、衣食住の法を守らしめて、家の健康を謀らざるべからず、家に病者絶えざるは、主婦の注意至らざるによる。主婦のよく衛生を重んずるものにして、何ぞ、家にかかる不吉あることとあらんや。

九 飲食

飲食

飲食は、人の生存上最も大切なるものにして、また、其の健康を害する、第一の悪魔なり、美味必ずしも健康を害せざるにあらず、粗食なりとて、強壯を保つに適せざるにはあらざるなり。

飲食物の性質

飲食につき、主婦の第一に注意すべきは、飲食物の性質を明知し、衛生の原則に照して、適當なる献立をなすにあり。滋養に富み、消化し易きものなりといへども、献立其のよるしきを得ず、配合其の身に適せざる時は、ただに滋養の功をなさざるのみならず、却りて、一身を害することなきにあらず、氣候と地位、年齢、氣質、並に、各自の嗜好とに考へて、適當なる献立をなし、調理をなさんことを要す。

第二に、調理の方法に注意すべし。調理は衛生の法にかなひ、嗜好を起し、消化を助くるに適せしむは言ふまでもなく、常に清潔にして快よからしめんことに心がくべし。

經濟の上に注意せんことも、また、主婦のつとめなり。それ、飲食物は、日常必須のものなれば、常に經濟の上を考へめぐらして、務めて冗費を省きなば、其の得るところ、これを一生につもりて、蓋し尠少にあらざるべし。諺にも、「塵も積れば山をなす」といへり。日常の經濟は、眼に見えぬところにおいて、多くの節約をなし、積りては多額の高に上り得べきものなり、これ、主婦の最も心を用ふべき所にして、また、最もその伎倆

の著はるる所なりとす。

食事の時間を定め、其の量を定むること、また主婦の任なり。人により、時に應じて、適當にこれを定むべきなり、亂に陥らしむることなかれ、規律に背かしむることなかれ。

これを要するに、食事は主婦の自ら擔當すべき所なりとす。人を用ひて助けしむることあるも、全くこれに放任することなかれ、常に大體を定めて、責任を自己に荷ふべし。

一〇 衣服

衣服は、體溫を保ち、外氣の寒暑甚しきを避くるの

外人の禮容を具へ、美貌を増すにおいて、缺くべからざるものなり。されば、衣服は、寒暑に應じて、適宜の材料を選び、便利よくこれを仕立て上ぐべきは勿論、また其の形體の美麗ならんことに注意して、身體の裝飾たるに恥しからざるものたらんことを要す。

然れども、衣服の美とは、材料の美をのみいへるにあらざることに注意すべし。木綿の粗末なるものも、巧みに裁縫せられ、清く洗濯せられたるときは、絹の垢じめるものにまして、見る目よろしきにあらずや。また、さほどにもなきもの、ことさらにけばくしく著飾りたるは、却つて滑稽じみて見ゆるものにあらずや。平日絹の衣をろりと着なせるは、ことの外な

まめきて、卑しく感ぜらるるにあらずや。されば、衣服は、時に應じ、身の分に従ひて、常に、清く、ほどよきものを用ふべし。これ、眞の美服にして、最もわが身の裝飾となるものなり。

衣服を選択し、仕立て上げ、またこれを保存することとは、主婦自らこれをなすべし。たとひ、家政の都合上、自らこれをなし能はざることあるも、決して、これを他人に放任すべからず、大體のことは、自ら決し、自ら指揮して、人はただわが助手たらしむるに止むべし。これ、また主婦のつとめの一つなり。

裁縫は、女子の手藝中、最も大切なるものなり。たとひ、其の家富みて、自らこれをなすことを要せざるも

枝と女
餘子

のといへども、一通り裁縫の道を知らざるときは、よく、そのかかりのものを指揮命令して、わが意の如くならしむること能はず。不自由と不經濟とは、擧げて數ふべからざるものあらん。この外、機織、編物、染物、洗濯の法など、また、大方は覺ゆべし。

茶の湯、生花、音曲の道は、人の心を樂しましむるものなれば、餘技として、暇あらば、これを學ぶをさまたげず。然れども、これがために、其の必要の藝術たる裁縫、編物、染織、洗濯、または、料理の法等の技藝をおろそかにすることあらば、斷じて不可なり。彼れは從にして、これは主なり、その間、おのづから、緩急の別をからざるべからず。

一一 住居

住居の
清潔

住居の清潔なると否とは、大に人の快不快に關係し、從て、家の平和、職業の繁昌にも影響を及ぼすものなり。

掃除

主婦は、常に、自ら手を下し、または、僕婢を指揮して、屋の内外を清潔に掃除することを怠るべからず。僕婢は、えて無責任なるがままに、これを怠り、また、これを粗略にして、隅々をまで拭ひ清めず、手の届かぬところ生じて、つひに不潔の基をなすことあり。主婦たるものの最も注意すべきことなりとす。

女と
築建

住居の地を選び、家屋を建築することは、男子の職

に屬すれども、女子も、また一通りは辨へおきて、其の相談對手たるに堪えんことをつとむべし。

一二 看病

婦と看病主

一家に病人を生じたる時、これを看病するは、主婦のつとめなり。女子は、すべて柔和にして、萬事にこまやかに、また最も辛抱強く、同情に深きものなれば、病者の世話には、男子よりは、はるかに巧みにして、最も適當なるものとす。

の看病切

諺にも、『一に看病二に薬』といへり。病の癒ゆると癒へざるとは、醫師よりも、薬よりも、看病人の功、却て著しく大なるものとす。起死回生は、醫師の力よりも、看

護法の力によること頗る大なり。

されば、家に病者生じたる時は、主婦は、自ら其の看護の任に當り、通風、換氣、食物のことなど、すべて、主治醫の命を守りて、叮嚀親切に病者をいたはるべし。たとひ、専門の看護人を雇ひ入れ、また、他に適當なるものありて、おのれに代はらしむることあるも、及ぶ限りは、これを手傳ひて、主婦たるのつとめをつくすべし。

の看病要

一三 避難

避難

避難とは、火災、風害、震災、水害、盜難の如き、すべて、天變、地異、及び、人爲の災害に當りて、これを處理し、これ

を避くることをいふ。また、主婦たるものの、平素考へ
を運らしおきて、豫め其の難をのがれ、其の度を少く
せんことを期すべきものなり。

避難の第一の要は、平素よりこれを豫防するにあ
り。即ち、火のもとに注意し、戸締りを嚴重にし、家屋の
築造を堅固にし、また、變事に際して、各受け持つべき
擔當を定めおきて、何時事あるも、各其の務めを守り
て、亂れざらしむるが如きこれなり。

第二には、平素より相ひ戒めて狼狽することを防
ぐべし。變事に當らば、多くは、心亂れ、氣落ちつかず、徒
らに周章狼狽して、却つて災を大きくし、被害を深く
するものなり、これ等は、平素互に戒めて萬一に處す

べきなり。

一四 訪問及び待客

人を訪問し、また、わが家に客を待つには、一定の禮
法ありて、主婦の特に熟知すべき所なりとす。

訪問には、其の約束の時間をたがへざること、最も
肝要なり。また、先方の模様を察して、長坐を慎しむべ
し。樂みのために人を訪問し、其の許諾を得たる時の
外は、決して、無益の談笑を逞しくして、先方の迷惑を
省みざることあるべからず、用談終らば、直ちに暇を
告げて去るべし。

人のわが家に來れるものある時は、つとめて、これ

の交
要際

を欸待すべし。誠を以てこれに接し、真情よりこれと語りて、客に満足を與ふべし、輕薄なるべからず、また、嚴肅に過ぐるべからず。客の身分と嗜好とに應じて、程よく待遇すべし。人を饗應する時も、また然り。華美に流れ、形式に走るはよるしからず。
すべて、交際の要は至誠にあり。至誠を以て人に交らば、人何を悦ばざることあらんや。巧言令色は、深く慎しむべきことなり。

一五 書信及び音物

書信

書信を取りやりすることも、また、社交上必要なるものの一つなり。殊に、書信は、永久に保存せられて、其

式び章の書
書及文信

音物

贈遺

の人となりて明かに見らるべきものなれば、最も慎しむ重んぜざるべからず。

書信の文章は、眞似目にして、飾らざるをよしとす。意味よく通じて、しかも、禮式を失はざるは、書信文の上乗なり。書式は、一定の則あり、時に應じ、送る先に從ひて、これを誤ることなかれ。

音物とは、吉凶の儀式に應じ、または、われより謝意を表すべき必要あるとき、品物を贈りて、敬意を示すものをいふ。されば、つとめて虚儀を避け、贈遺の本心に基づきて、品物を選ぶべし。些少のものも、眞心を以て贈りたるは、人を悦ばすに甚だ力あるものなり。

贈遺には、また定れる禮法あり。包紙の折り方、水引

のかけ方、上書きの認め方の如き、先きにより、時に従ひて改むべきものとす。

一六 一家の經濟

一家の經濟を維持して、儉約の道に従ひ、また、常に金錢の出入を明かするは、家政の一大要件にして、主婦の最も力を盡すべきものの一つなりとす。

夫れ、富は、一朝一夕にしてなるものにあらず。然れども、奢侈に耽りて、經濟の道を誤るときは、千萬金を貯ふる富家も、忽ち、貧窮に陥るべし。況んや、尋常普通の家においてをや。奢侈は、これを小にしては、一身一家を亡ぼし、これを大にしては、國家社會の衰亡を招

くべきものなれば、常に、勤勉にして、節儉を重んじ奢侈の弊風を避けざるべからず。一家には、病氣其の他種々の災難起りて、不時の支出を要すること少からざるものとす。故に、平生餘財を貯蓄して、銀行或は其の他に預けおきて、かかる用に備へ、決して他人の救助保護を受けざらんことを心がくべし。されば、衣食の如き、日々の入用に關するものは、取りわけ節儉を旨とし、些少の出費をも、みだりにせざること肝要なり。人の欲望は長じ易くして限りなし。若し、一たび、これに制せられて、奢侈に流ることあらば、其の風、つひに、身にしみあたりて、身分不相應の浪費をいとはず、家産を失ふの甚しきに至るべし。

されば、經濟の要は、身分相應の家計を立つるにあり。而して、これを整理するは、主として、主婦の任とすべきものなれば、主婦は、豫め、一家の收入に應じて、其の支出の額を定め、帳簿を備へおきて、衣食、薪炭等、日の雜費を記入し、月末には、月内の出入を計算し、年末には、また、一年間の決算をなして、金錢の出入を明かにし、支出の總額が、最初の豫算に超過せしや否やを調査し、併せて、次の年の豫算を定むるの參考に供すべし。

一家の經濟を整理するに當り、主婦のまた注意すべきは、節儉の極、つひに吝嗇に陥らざらんこと、即ちこれなり。本來、節儉と吝嗇とは、似て非なるものなり。

節儉とは、生計に必要な費用は、十分にこれを支出し、其の以外に餘分あるときは、みだりに、これを浪費せずして貯蓄するの義なり。吝嗇は、これに反して、義理を辨ぜず、人情をかへりみず、ただ、自己のため、みに金錢を貯へ惜しむことをいふ。奢侈と吝嗇とは、人の最も慎しむべく、厭ふべき所なり、あやまるべからず、惑ふべからず。

第三章 小供の教養

一七 小供と母親

小供の教養は、兩親の最も心を用ふべきものなり。殊に、其の幼時にありては、小供は、母親の手によりて、

主として教養せらるるものなれば、小供も、また母に最も親しみて、言語動作悉くこれにならんとす。故に、其の頃の教育は、母親の任、最も重くして、自ら言行を慎しむ、よき模範を示すにあらざれば、知らず識らずの間に、小供の品性を害して、つひに、悔ゆとも及ばざるに至るべし、諺にも、『三つ子の魂百まで』といへるにあらざや。

古より、賢人君子と稱せられ、英名を後世に残したるものは、皆、幼時母の深き注意を受けて、心身共に、完全なる發達を遂ぐることを得たるものにあらざるはなし。如何に美しき花を咲かさんとす、草木も若芽の間に養ふものなければ、空しく、枯れ死するにあ

らずや。如何に、天稟の穎才を以て生れたるものも、幼時における母親の教養、其のよろしきを得ずば、何ぞ完全なる發達をなすことを得べけんや。

この故に、育兒のことは、母親の最も力を用ふべき所に、して、よく、これに當るべき力なきものは、たとひ、學徳秀で、夫に忠順貞節にして、家政を治むること巧みなりといへども、これを完全なる主婦といふべきにあらず、これを賢き母といふことを得ざるなり。

されば、女子は、未だ嫁せざる前より、育兒、教育の大體を習ひ、明めて、嫁しての後、天晴、良妻賢母たるの譽を得んことを心がけざるべからず。

胎育

一八 胎育

小供の教養の第一は胎育にあり。胎育とは、小供の、
いまだ母の胎内にありて、出生せざる以前の教養を
いふ。

妊中注意

この間においては、母親の身持感情は、直接に、胎兒
に影響を及ぼして、其の將來の身體、精神に大なる感
化を與ふるものなれば、最も、言語、動作を慎しむ、また、
激しく、心身を勞働することを避け、眼に邪色を見ず、
耳に淫聲を聞かず、以て、靜かに、出産の期を待つべし。
且つ、常に、衣食住の上に注意し、衣は、軽くして清きも
の、食は、淡白にして過度の刺激を與へざるものを選
び、また、空氣の流通よく、日當りよき、靜かなる所を選

母親の格狀
と體行と兒生

哺育

一九 哺育

びて住ふべし。
夫れ、瘠せたる地は、良き作物を産せず、體格健かな
らず、行狀正しからざる母親にして、何ぞ、心身の強健
なる小供を得ることあらんや。

胎育に次ぎて、また、母親は哺育の任に當らざるべ
からず。天は、母に善良にして、最も適當なる乳汁を與
へて、自ら、其の子を哺育せんことを命ぜり。されば、疾
病にて、乳汁の性質を害はれたるものの外は、必ず、こ
の天命に従ひ、決して、これを乳母の手に托し、また、牛
乳を代用すが如きことあるべからず。

母親の乳汁は、乳兒にとりては、最も適當なる食物なり。小供の成長するに従ひて、乳汁も次第に濃くなりて、適當なる滋養となるものなり。されば、若し、病氣、其の他の理由によりて、乳母を備ひ入れんとする時は、成るべく、母親と同年頃のものにて、同時期に出産したるものを選ぶべし。

哺乳中は、最も身の養生に注意すべし。攝生を怠り、身體に異状を生じたる時は、直ちに、乳汁に變化を來たして、乳兒に害を與ふるものとす。されば、病氣の時、または激しき感情を起したる後の如き時には、哺乳を見合はすべし。

二〇 小供の衣食住

哺乳は、大抵、小供に乳齒の生ずる頃を以て止め、漸時、普通の食物を與ふべし。されども、この頃は、其の胃の腑も頗る弱く、齒も柔かにして、到底、固體のものを食ふに適せず、先づ、かゆの類より與へ始めて、次第に固體のものを食せしむるをよしとす。乳齒の生ずる頃は、最も、小供の健康に心を用ふべき時にして、少しく、其の養育の法を誤るも、忽ち影響を及ぼして、命をちぢむるに至るものなり、慎しまざるべからず。

衣服は、成るべく、緩るやかにして、軽く、清きものを選び、白色は、少しの汚れをもあらわして、洗濯を促しやすきものなれば、小供の衣服には、最も適當な

り。

室は、日當りよく、空氣清潔にして、廣やかに、快憫なる所を選ぶべし。隱氣なる室に育ちたる小供は、多くは、陰險にして、愛嬌に乏しき人となるものなり、注意せざるべからず。小供の稍長じて、はひ歩みする頃に至れば、看護を怠るべからず。聊かの間の不注意に、意外の災害を生じ、大怪我をなしたることは、世間に往見する所なり。相戒めて、危険なるものをおくことなかれ、また、五官を刺激することの甚しきものを近くることなかれ。

二一 小供の遊戯

小供の漸時成長して、自由に、歩行することを得る頃に至れば、奨めて、遊戯せしむべし。遊戯は、小供の教育場にして、其の間において、種々の智識を受け、感化を蒙るものとす。されば、母親は、最も其の動靜に注意して、害あるものを遠ざけ、趣味あり、實益あるものを授くべし。遊戯に用ふる玩具は、殊に、小供に感化を及ぼすものなれば、最も注意を加へざるべからず、小供の發達に應じて、適當のものを選ぶべし。

遊戯は、甚しき弊害なき限りは、成るべく、小供の自由放任して、みだりに、干渉せざるをよしとす。これ、小供をして、獨立自尊の心を養ひ、熟慮の習慣を作らしむる所以なればなり。

疾病

二二 小供の疾病

小供の疾病には、常に、最も心を用ひざるべからず。小供は、たとひ、身に疾病あるも、これを悟らず、これを口に語ることを得ず。されば、平生、其の傍にある母親は、其の起居動作に注意して、其の異状なきやを観察し、聊かにも、疾病に罹りたる疑あるときは、速に、醫の診断を請ひて、災の大ならざるうちに妨ぐべし。手後れせば、悔ゆとも甲斐なきに至らん。

服藥

小供は、また、通常服藥をいとふもの多し。これをして、進んで、藥を服するに至らしむるは、母親の平素の教育の力にあり、好まざるものも、用あるときは、進ん

でなすの勇氣は、幼時より、母親の養成しておくべきものなり。これを怠りて、欺きて藥を與へて、小供に信を失ひ、或は、みだりに叱責して、益服藥をいとふに至らしむることなかれ。

三三 家庭と學校

國民教育

家庭と學校

かくて、小供の年齒漸く長じ、學齡に達すれば、速かに、これを小學校に送りて、國民教育を受けしむべし。小學校の教育は、これを義務教育と稱し、帝國の臣民は何人も、これを免るることを得ざるものとす。

然れども、母は其の小供を、小學校に入學せしめたりとて、これを以て、家庭教育の用終れりとなすべか

校と母
學親

らず、教育は、學校と家庭と、相待ちて、始めて、成功すべきものにして、兩者の力、並び行はるるにあらざれば、到底、完全なる教育の期し得らるべきにあらざるなり。小供の學校にある間は、毎日、僅かに、五六時間に過ぎずして、其の餘の十八九時間は、常に家庭において、父母の教養を受くるものなり。されば、家庭の小供に及ぼす力は、はるかに、學校にすぐるものといはざるべからず。この故に、家庭の教育、若し、其の當を失ふることあらば、大に學校教育の力を減殺し去るに至らん、注意せざるべからず。

母親は、暇あらば、親しく、學校教育の模様を參觀して、わが參考に供すべし。判じがたきこと、決しがたき

習と母
復親

ことあらば、速に、小供の受持教員に質すべし。小供の外にある間は、案外、わが膝下にあるときと異なるものあり。また學校と家庭と教育の上に統一せざるこゝとあるは、最も、小供の心を惑はすものとす。深く察せずんばあるべからず。

復習は、母親自ら監督して、毎日正しくなさしむべし、其の時間は、小供の年齢に應じて斟酌すべし。學校にて、未だ習はざるところを豫習せしむべからず、學校の課程以外の學科を教ゆべからず、これ小供の注意力を亂し、心身を過度に働かしめて、却て、其の發達に害あればなり。

昇校時間は、豫め定めおきて、正しく守らしむべし

昇校

時遅欠
刻席間
學用品
節儉と用

故なくして、遅刻欠席せしむべからず。學用品は、必要なるものは、速に、買ひ求めて、不足せしむべからず。然れども、不用のものを與へて、小供に奢侈の風を養はしむることあるべからず。常に、質素、儉險の美德たることを教へて、これを實行せしむべし。

第四章 法律上の家

二四 家と家族

法律上の
家族の律

吾等の家には、父母、兄弟、姉妹、祖父母、下男、下女等多くの家族あり。普通の意味にては、これ等の人々の住居する建物を指して、家と呼べり。されど、法律上の家は、かかる建物を稱するにあらずして、其の内に住居

戸籍
と

する人々の集りをいふなり。即ち、吾等の家に住める家族の全體、これを法律にては家と稱す。但し、同じ家屋の内に住める人といへども、同居人、雇人の如きものは、家族の一人にあらず、われ等の家をなす一要素にあらずるなり。戸主と同じ戸籍の内にありて、同じ氏をなされるものにあらずれば、わが家族にあらずわが家を組織する一要素にあらずるなり。

二五 戸主と家族

戸主の
義務と
義權

戸主は家の長をいふ。家族の居所を指定し、其の婚姻、または、養子、縁組、入籍、離籍、及ひ、他家相續、分家、廢絶、家再興等に同意し、家督相續人の廢除、並に指定の權

家族の義務
義權

隱居

離籍

利を有し、家族を扶養するの義務を負ふものとす。家族は、戸主に從屬して、一家の圓滿を謀るの義務を有し、法律の定むる所に從ひ、特有財産を所有し、また、戸主の扶養を受くる權利を帶ぶ。

戸主は、滿六十歳以上に達し、または、完全なる能力を有する家督相續人ありて、其の承諾を得、或は、特に病氣、其の他の事由により、裁判所の許可を受けたる時は、戸主の權を棄てて、隱居となることを得べし。但し、女子は、滿六十歳に達せざるものも、相當の相續人を得ば、隱居たることを得べきものとす。

家族の内、婚姻、其の他の理由により、他に入籍、轉籍したるものは、既に其の家の家族たることを脱した

戸籍
役場

法律と義務
義權

權利の終始
義務

るものとす。すべて、かかる身分の上の移動は、戸籍役場に届け出で、戸籍の記入、訂正を得て、始めて有功となるものなり。

二六 人の權利及び義務

すべて、法律には、權利、義務といふ語ありて、自己の利益のために、法律上、他人を制し得べき力、これを權利といひ、人々が、國家に對し、また、他人に對して、なすべきこと、及び、なすべからざることを、法律上規定せられたるもの、これを義務といふ。

人は、悉く生るるによりて、權利を有し、死するによりて、これを失ふものなれども、家督相續につきては

無能力者能
完全力者能

胎兒といへども、また、權利を有し、また、死後にありても、直ちに消滅せずして、相續人に移轉する權利もあり。また、未成年者及び有夫の婦人は、私法上無能力、若くは、不完全能力として、權利を行ふに一定の制限を受くるものとす。

二七 自然人と法人

法律上區別
の区人律

單に人といふ内にも、法律上區別すれば、自然人と法人とあり。自然人とは、即ち、普通にいふところの人類をいひ、法人とは、人類以外の無形體にして、法律上の權利を有し、また、義務を負ふ資格あるものをいふ。故に、法人は、法律の力によりて、發生するものにして、

公法と私法
の区人律

自然に生ずるものにあらず、

わが國の現行法によれば、合名會社、合資會社、株式會社等の商事會社、祭祀、宗教、慈善、學術、技藝、其の他、公益に關する社團、或は、財團等は、法人と見なさるることを得べきものとす。社團とは、人の集合よりなる團體にして、財團とは、物の集合よりなり、財産を主とする團體なり。

かく、法人は人にあらずして、人の資格を有するものなれば、一人又は、數人の理事をおきて、其の事務をとり、また、監事をおきて、これを監督せしめんことを要す。

婚の手續

婚の類

夫の義務
婦の義權

二八 夫と妻

すべて、夫婦となるには婚姻の手續を経ざるべからず。法律にては、其のこれをなし得べき條件を定め、第一、一定の年齢に達すること、第二、近親にあらずること、第三、尊屬親の同意を得ること、第四、結婚の法律に適する事とし、其の一つに背けるものは、これを正當の婚姻と見做さず、夫婦と認めざるものとせり。

婚姻には、普通の婚姻と、入夫及び、婿養子の別あれとも、其の効力においては、同一なり。夫婦は同居し、且つ、互に、相ひ扶養するの義務を負ふものとす。

男女は、もと同權なれども、夫婦は、決して同權にあらず、法律にては、夫は妻の法律行爲を許可し、また、其

親の係

法律の上
子の種

二九 親と子

の財産を管理する權利等を夫に與へて、妻は其の指揮を待つべきものとせり。されば女子は、常に、夫唱へ、婦隨ふことの美德なるの理を悟り、一家の圓滿を形ちづくらんことを期せざるべからず。

親子の間に親密なる關係あるべきは、言ふをまたざる所なり、親慈にして、子孝にせば、其の家、始めて榮ゆべし。法律にては、種々の場合を規定して、親子の關係を明にせり。

即ち、親子の關係は、子の出生によりて、始めて生ずるものとし、婚姻によりて、生れたる子を嫡出子とい

親權

ひ父の知れざる子を私生子といひ、父これを認めたるときは、これを庶子といふ。庶子は、父母結婚して正當の婚姻をなさば、嫡出子となるべきものとせり。また、これ等の實親子の外に、養親子を認めたり。

これ等の子は、何れも、成年に達せざるか、または、獨立の生計を立て得ざる間は、親權に服すべきこととせり。親權とは、父または母が子の身体を監督し、財産を管理することをいふ。身体に對する權利とは、其の子を監護する權利、これを教育する權利、これを懲戒すの權利、竝に、兵役を出願せんとするを許可し、職業を營み、居所を定めんとするを許可する權利等を、其の主なるものとす。また、財産に對する權利は、子の財

直系の族
血系

産を管理し、これに關する、一切の法律行為につきて、子を代表することをいふ。これ等の權利は、通常、父のこれを行ふものとせらるれども、父これを行ふ能はざるときは、母これを行ふ。若しまた未成年者にして親權を行ふものなきときは、一定の法律に従ひ、後見人を定めて、これに當らしめ、また重大なるものには、其の母、親權を行ふ場合においても、必ず、親族會の同意を受けしむべきものと定められたり。

三〇 親族

普通の家には、父母、祖父母、孫などあり。なほ家によりては、曾祖父、曾孫、高祖父母、玄孫などあることも

族の傍
血系

直系と尊
卑直系系

あり。總じて、これ等を直系の血族といふ。また、家にはなほこの外に、兄弟、姉妹、伯叔父母、從兄弟、姉妹、甥姪、伯叔祖父母、曾伯叔祖父母などのあることもあり。總じて、これ等を傍系の血族といふ。この直系、及び傍系の血族と婚姻の關係によりて生じたる姻族とを、總稱して親族といふなり。法律には、親族の範圍を、第一は、六等親内の血族、第二は、配偶者、第三は、三等親の姻族とし、この相互の關係を指して親族關係といへり。

なほ、直系の血統を、更に分ちて、直系尊屬、及び直系卑屬の二つとせり。直系尊屬とは、自己の由りて出でたる所の親系をいひ、直系卑屬とは、自己より出づる所の親系をいふなり。而して、二人の親屬間に存する

親等

親間
義の族

相續
種の類

距離を親等といふ。親等は、親系間の世數を算してこれを定むるものなり。

これ等の親族は、まゝ、同じ家に生活することあれば、とも、親子、兄弟等の外、また、家を異にするもの多し。法律にては、これ等の親族間における種々の權利、義務を規定して、或は相互扶養の義務を負はしめ、或は、親族會を開きて、重大の事項を決せしむ。

三一 相續

相續には、家督相續と、財産相續との二種あり。いづれも、法律上の規定に従ひ、戸主及び、其の他の被相續者が死亡、隱居、または、其の他の事故によりて、戸籍面

民法

明文と法律
民法

より分離したるときにおいて、相續人が其の所有せし家督、または、財産を相續することをいふ。

相續に關する事項、其の他、本章に掲げたる一切の事項は、すべて、民法と稱する法律によりて定められたるものなり。民法は、かく、民間の私事に屬する日常の出來事につきて、規定せるものにて、われ等國民の一日も知らずではかなはざるものなり。

わが國を始め、すべて、文明國には、成文の法律ありて、國家、及び人民の行爲を規定せり。されば、ある人は、文明人を指して、法律の上に住む人類といひ、また、文明國を指して、法治國と稱せり。

第五章 わが國の法制

三二 國家と國民

國家と
素の國家
要家

われ等は、父母、兄弟、相集りて、一家を作れり。この家相集りて、町村を作り、町村相集りて、市郡を作り、市郡もまた相集りて、府縣となり、府縣相集りて、國家をなせり。われ等は、家に戸主と家族とを有す、國家にも、また、かくの如く、國の主たる元首あり、國の家族たる國民を有せり。

われ等の家には、一定の住居すべき家屋を有するが如く、國家は、また、一定の領土を有せり。されば、國家とは、かく一定の領土を有し、一定の元首の政治を行

織の國
組家

務の國
義民

へる、一つの團體なりと知るべし。

國家には、また、われ等の家に定れる家憲あるが如く、一定の法律を有し、種々の官署あり、官吏ありて、以て國家の發達進歩を謀り、國民の幸福を保護せり。されば、われ等國民たるものは、常に、國家の代表者たる元首を尊敬し、國家の法律命令に従ひて、以て、國家存立の趣旨に背かざらんことを期せざるべからず。自己の利益のために、決して國家の主權にさからふ如きことあるべからず、常に、國家公衆の福利を主眼とし、其のためには、わが利益を捧げん覺悟あるを要す。

三三 國體と政體

國體

政體

國家の要素、國民の覺悟は、常に、かくの如くにして、世界萬國、何れも異なる所なし。然れども、其の國家の成立の模様、元首が政治を行へる有様は、各國を少しづつ、の相違あり。一定の君主ある國は、これを君主國體といひ、國民が選舉を以て年を限り、互選して元首を定むる所は、これを民主國體といふ。また、憲法と稱する定れる法律の規定に従ひ、政治を行ふ所は、これを立憲政體といひ、元首が自己の思ふがままに、政治を行ふ所、これを專制政體といふ。わが大日本帝國を、始め、英吉利、獨逸等は、君主國體にして、立憲政體なり。支那、朝鮮、及び、露西亞等は、君主國體にして、專制政體なり。佛蘭西、北米合衆國の如きは、民主國體にして、立

憲政體なり。但し、民主國體にして、專制政體の國家は、現今、文明國には行はるる所なし。

三四 わが 天皇陛下

かくの如く、世界には、種々の國體、政體あり、中には、わが國とこれを同ふするもの少からずといへども、上に、萬世一系の 天皇陛下を戴き、下に、同種同族の國民を有すること、わが大日本帝國の如きものはあらざるなり。

抑も、わが國は、其の古、神武天皇、大和の國に都を奠め、天皇の位に即きて、國の礎を立てさせたまひてより、今に至るまで、二千五百六十餘年を経て、御世既

各世國わ
國界とが

華の國
精體

室と陸天
皇下皇

に百廿一代に及べり。この間、代々の 天皇、皆 皇祖の 大御心を繼承し、民を慈ませたまふこと慈父の如く、代々の國民、また、皇祖に盡し奉りたる祖先の氣風を承けて、君に事へ奉ること子の如くにし、君臣相和し、相敬愛し、以て今日に至れり。これ、われ等が、比類なき金甌無缺の帝國として、世界に誇る所なり。

天皇陛下は、わが國の元首として、萬機を總攬し、帝國憲法の定めによりて、大權を行はせたまふ。天皇の御親族は、これを皇室と申し奉る。 大皇太后、 皇太后、 皇后は、 天皇と同じく、陛下の敬稱を稱へ奉り、 皇太子、 皇太子妃、 皇太孫、 皇太孫妃、 親王、 親王妃、 内親王、 王、 王妃、 女王の御方々は、殿下

高等日本婦女讀本

の敬稱を稱へ奉るべき定めなり。

三五 帝國憲法

帝國憲法

帝國憲法は、明治二十二年の紀元節を以て、始めて、發布せられたるものにて、天皇陛下の大權を明示せるは勿論、帝國々民、竝に、國務大臣、樞密顧問、帝國議會等の權利、義務を示し、幾千萬歳の後までも、ながく改むべからざる掟と定められたり。

憲法發布以前の状態

わが國には、建國以來、未だかくの如き上下の權利、義務を定めたる法律なかりしがゆゑに、時には、壓制なる有司出でて、不法の命令をなし、不理の政治を行ひて、人民をしひたげたることあり。人民は、これに對

して、苦情を述ぶるの道なく、ただ、其の下に苦しむたりき。民を慈ませたまふことの厚き、わが天皇陛下、如何でか、これを忍ばせたまはんや。これ帝國憲法を發布せさせたまひしゆゑにして、これより以後、わが國は專制政體より進みて、立憲の政體たるに至りしなり。

三六 帝國議會

帝國議會

帝國議會は、帝國憲法によりて、始めて、其の設置を定められ、明治二十三年を以て、第一期の召集を行はれたり。其れより以後、臨時の必要ありて、一回廣島に開かれたる外、每期總て、東京に召集せられ、天皇陛下

下の諮問に應じ、また、政府の相談對手となり、監督となり、國民の輿論を代表して、法律案を定め、國費の徵收、支出を議し、また、國民の請願を受けて、これを政府に送り、或は、自己の意見を、天皇陛下に上奏し、政府に建議をなせり。

帝國議會は、貴族院と、衆議院との兩院より成立す。貴族院は、皇族、華族、並に、國家に勳勞あり、または、學識ありて、特に勅選せられたるもの、及び、多額の納税をなし、選舉に當選して、勅任せられたるもの等、三百餘人を以て組織し、衆議院は、一定の納税をなす國民が、一定の資格を有する一般人民中より選舉したる代議士三百餘人を以て組織す。

三七 國の法律

わが國の法律は、この帝國議會において案を定め、天皇陛下の裁可、公布せらるるものにて、憲法の外、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法、商法等の主要なるものあり。

法律の外、また、帝國議會閉會の場合において、法律の代りとして、發布せらるる勅令を始め、法律に規定せられたる職權に基き、發布する勅令、閣令、省令、府縣令、郡令等の命令あり、

法律、及び命令は、天皇陛下がわが國を治め、國民の民福を進めんとしたまふに當り、國民をして、準據す

べき所を知らしめ、これに背けるものを懲罰せんがために、議會の協賛を経て、發布せさせたまひしものなれば、國民は、よく、其の規定に従ひて、聊かもこれに違背することあるべからず。

三八 國法の制裁及び赦免

國法は、かく良民を保護し、惡人を懲罰する目的を以て、制定せられたるものなれば、これに背きたる者には、一定の罰を科して、これを懲し、以て、その再び犯すことを防ぎ、また、他人に蒙らしめたる損害を辨償せしむることを規定す、これを國法の制裁といふ。

國法の制裁は、其の犯したる法の種類によりて同

國法の制裁

制裁

種類の

じからず、國の安寧秩序を害したる罪人には、禁錮、拘留等の體刑、若くは、罰金、科料等を科し、また、監視、公權停止、剝奪等の制裁を付し、私人の權利を害し、損害を及ぼしたるものには、其の辨償をなさしむる等の類あり。

國法の制裁は、時としては、天皇陛下の思召により、特に、これを赦免せらるることあり。赦免には、大赦、特赦、減刑、復權等の種類あり。

赦免

三九 裁判と警察

國法に違背したるものを調査し、これに科すべき制裁の種類を定むるために、裁判所を置く。裁判所に

所裁判

裁
官判

士辨
護

は、大審院、控訴院、地方裁判所、區裁判所の各級ありて下級の裁判に不服あるものは、更らに、上級の裁判所に訴へて、再應の審問、判決を請ふことを得せしむ。但し、大審院の判決は、最高最終のものにて、これには、何人も異議を申立することを得ざるものとす。各裁判所には、判事、檢事と稱する官吏ありて、法律の規定に従ひ、天皇陛下の御名において、裁判のことを掌る。すべて、裁判は公平を持し、周到を保つを以て旨とすべきがゆゑに、法律において、特に規定せるもの、及び、裁判長の必要と認めたる時の外は、其の法庭を公開し、一般の傍聽を許し、又辯護人、代理人を許して、原告、被告の辯護、代理をなさしむ。これ等のためには、辯

署警
察

得の人
心民

護士と稱して、政府の許可せる職業をなすものあり。警察も、また悪人を取締り、罪を未發に妨ぎて、専ら國家國民の安寧幸福を謀らんがために設けられ、警視、警部、巡查等の官吏をおきて、其の事務を掌らしむ。其の事務の種類によりて、行政警察、司法警察、高等警察等の數種に分つ。

裁判所警察署は、かくの如く、専ら良民を保護するものにて、決して、恐るべく、また、忌むべき所にあらざるなり。されば、われ等、若し必要ありて、これに呼び出され、其の尋問を受くることあるも、少しも臆することなく、正直、叮嚀に答ふべし。

四〇 政府と官吏

天皇陛下に直隸し、國家の政治を掌る所を政府といひ、ここに事務を取扱ふものを官吏と稱す。官吏は、其の掌る職務によりて、文官、武官に分ち、また、司法官、行政官に分つ。いづれも、法律の定めに従ひ、親任、勅任、奏任、または判任せられたるものにて、忠順、服従、勤勉、直行等の義務を負ふ。

行政政府には、内閣を始め、内務、外務、陸軍、海軍、大藏、司法、文部、農商務、逓信の各省、及び、地方廳等あり。内閣の長官はこれを總理大臣といひ、各省の長官はこれを大臣といふ。内閣總理大臣、及び、各省大臣は、悉く國務大臣を兼ね、憲法上の責務に當る。この外、憲法上の

責務に當るものには、樞密顧問あり、天皇陛下の諮問に答へ、重要な國務を評議するものとす。

地方廳とは、臺灣總督府、北海道廳、各府縣廳をいひ、其の長官を臺灣總督、北海道長官、各府縣知事といふ。これ等の下に、また、郡長、島司、廳長等あり。其の役所を郡役所、島廳、廳等と名く。

この外、東京府に限り、内務大臣に直轄し、府内の警察事務を取扱ふものあり。これを警視廳といひ、其の長官を警視總監といふ。

四一 市町村の自治制度

地方自治は、公共の利益と、臣民の幸福とを増進す

るの目的を以て、天皇陛下より、法律の規定に従ひ、一定の区域内において、其の住民をして、國家の監督の下に、自由に行政々治を行ふことを許されたるものをいふ。府縣郡及び市町村の區劃は、即ち、この自治政治を行ふべき區域の名稱なり。

市町村は、其の内、最下級の自治區にて、一定の土地と住民とより成立す。土地の區域は、法律によりて定めらる。また、住民の内には、公民と稱するものと、普通住民との二種あり。公民とは、公權を有し、治産の禁を受けず、一戸を構へたる二十五歳以上の男子にて、一定の年月間、其の市町村の經費を負擔し、地租其の他の直接國稅を納むるのをいひ、普通住民とは、たとひ

其の地に本籍を有せずとも、ここに住居するものは、公民の外、總てこれなり。公民は、其の住居する市町村内の選舉に參與し、また、其の名譽職に選舉せらるる權利と義務とを有す。また、總て、公民たると普通住民たるとを問はず、市町村制の規定に従ひて、公共の營造物、竝に、市町村の所有する財産を共有する權利を有し、且つ、其の代りとして、市町村の經費を負擔する義務を有するものとす。

市町村の自治政は、市にありては、市參事會、及び、市會、町村にありては、町村長、及び、町村會、これを掌り、市會は、其の市内に施さるべき規則、町村會は、其の町村に施さるべき規則を議定するの權利を有す。市町村

會は、其の市町村内の公民より選舉せられたる議員を以て成立す。其の定員は、市會にありては市の人口の多寡によりて、三十人以上六十人以下とし、町村にありては、八人以上三十人以下の範圍においてこれを定む。

市町村會において、議決したるところを施行するは、市參事會と町村長との職分なり。市參事會は、市長助役、名譽職市參事會員とを以て成立せる合議團體にて、市長は、市會にて推薦したる候補者三名中より内務大臣を経て、天皇陛下の御裁可ありたるものこれに當り、助役、及び、名譽職參事會員は、市會において選舉せられたるもの、これに當る。また、町村長は、其の

市町村
の權利

町村内の公民にて三十歳以上の男子中、町村會より選舉せられたるもの、其の任につく。其の下にはまた、助役あり、同じく町村會より選任せられ、町村長を輔佐するの任務に當れり。この外、市町村には、市參事會、及び、町村長より任命したる多くの公吏ありて、各種の事務を分掌す。

かく、市町村は、純然たる自治制を行ふ一團體なれば、一定の不動産、及び、積立金穀を基本財産として、維持し、また、公共の所有物、及び、營造物の使用料、手数料を徵收し、法律、勅令によりて定められたる市町村に屬する收入等を以て、其の行政に必要なる支出に充て、法律、命令によりて賦課せられたる支出に用ひ、な

市町村の監督

郡

ほ不足ある時には、國稅、府縣稅に附加し、また、特別の名目を設け、市町村稅として、これを住民より徵收することを得るの權利を有せり。また、臨時必要ある時は、内務、大藏兩大臣の許可を受けて、公債を募ることをも得べし。

この行政は、市にありては、内務大臣、及び、府縣知事の監督を承け、町村にありては、其の外、なほ、郡長の監督をも受け、時には、また、市は、府縣參事會、町村は、府縣參事會、及び、郡參事會の參與を受くべきものとす。

四二 郡及び府縣の自治制度

市町村の上に位し、數多の町村を合せて成立する

郡の自治機關

自治團體を郡といひ、官府の監督を受けて、法律命令の範圍において、公共事務、竝に郡に屬する事務を取扱ふ。故に、郡の行政は、郡會と郡參事會及び郡長とこれを取扱ふものとす。

郡會議員は、十五人以上三十人以下の範圍において、郡内の町村團體より選舉せらるるものとす。郡會議員の選舉人、竝に、被選舉人は、郡内の町村公民にして、町村會議員の選舉權を有し、且つ、一定の年限間、其の郡内にありて、一定の直接國稅を納むるものに限る。郡參事會は、郡長と、郡會議員中より選ばれたる名譽職參事會員五名とを以て組織し、郡長を其の議長とす。

郡長は、中央政府より任命せられ、中央行政を行ふ官吏なれども、また、自治團體の一員として、郡を代表し、郡自治體の機關ともなるものなり。
府縣は、郡の上に立ち、多くの郡市を合せて成立する最高の自治團體にして、府縣會及び府縣參事會と、知事とによりて、其の自治政を取扱はるるものとす。
府縣會議員は、府縣内の郡市より選舉す。其の選舉人、被選舉人の資格は、郡會議員、並に、市町村會議員と直接國稅の金額を異にする外、總て相ひ似たり。府縣參事會は、知事、府縣の高等官二名、及び府縣會にて選任せられたる名譽職參事會員の、府は八名、縣は六名以内とより成立す。知事は、中央政府の官吏なれども、

また、自治團體を代表し、其の自治政の機關となることと郡長に同じ。

府縣會、郡會、並に、府縣參事會、郡參事會の職掌は、大抵、市町村會、並に、市參事會、町村長に同じ。また、郡府縣は、基本財産を有し、使用料、手数料を徴し、附加稅、特別稅を賦課し、公債を募集することを得べきこと、また、皆市町村に同じ。

郡は、内務大臣、及び、府縣知事の監督を受け、府縣は、内務大臣の監督を受くべきものとす。

四三 國家と地方自治

以上に掲げたる地方自治の制度は、府縣制、郡制、並

に、市町村制と稱する法律を以て定められたる所なり。これ等の制度は、これを要するに、地方共同の利益を發達せしめ、人民の幸福を増進し、隣保團結の舊慣を存重して、益これを擴張し、更らに、其の團體の權利義務を保護せんがために設けられたるものなるがゆゑに、われ等は、一面には、忠良なる國家の臣民たらんことを務むると共に、一面には、善良なる自治團體の人民として盡す所あらんことを期せざるべからず。

へ子は、直接、公民の一人として、選舉、被選舉の權利を有し、自治政治の機關となりて、地方の發達進歩を謀るべき職責を負ふものにあらずといへども、平素、

よくこの制度の眞意を悟り、其の機關の模様を察する所あらば、夫を輔け、子を導きて、其の權利を行ひ、責任を務めしむるに當り、其の裨益する所尠少ならざるべし。

四四 選舉

以上説きたる所により、日本國民は、多くの選舉をなさざるべからざることを知れり。衆議院議員を選舉し、府縣會議員を選舉し、また、郡會議員、市町村會議員を選舉せざるべからず。其の他、各種の公私團體の役員を定むるにも、多くは、この選舉による。われ等は、實に選舉の民なりといふべし。

選舉の目的は、多數の希望をうかがひて、適當なる代表者を定むるにあり。わが國の國民は、男女老幼、貧富貴賤合して四千數百萬の上へのぼる、國政を行ふに當り、悉く、其の意見を徴し、希望を問ふが如きは、到底行ふべからざること、に屬するはいふまでもなし。數百乃至數萬數十萬の住民を有する市町村においても、また、然り。これ等は、ただに行ふこと能はざるのみならず、これを斷行せば、事務却つて澁滯して成績舉らず、徒に、統一なく規律なきに至るべけん。これ、わが國法が、國法の命ずる所に従ひ、選舉を以て代表者を定め、これをして、代りて國家、若くは、自治團體に對する政務を評定せしめ、立憲の美と、自治の精華とを全

ふせしめんとする所以なり。

されば、選舉は公の義務にして、私の事業にあらず。無責任にこれを行ひ、また、及だりにこの權利を放棄することあるべからず。他人の依頼を受け、干渉を蒙りて、自己の意志をまぐべからず。私の利益を謀り、一黨一派の便利のために、これを行ふべからず。徐ろに、被選舉人の人となり考へ、公共の利益を謀りて、これに従ふべし。

若し、また、不幸にして、選舉の結果、自己の信ずる所にたがふことあるも、決して、これをそしり、罵り、または、これに反抗し、破壊せんと試むが如きことあらべからず。わが意見は、不幸にして行はれざりしも、これ

既に衆望の歸する所なり。これを輔けて、其の職責をつくさしむるは立憲國民の雅量なり。
女子は、選挙の權利を有せず。みだりに、私情をたくましくし、物知り顔に、夫に干渉を試みることあるべからず。然れども、よく選挙の本旨を悟り、夫の萬一正しからざるに陥らんとするを諫むべし。

凡そ、國家あれば、必ず、軍備なかるべからず。軍備なきの國家は、これを獨立の國家といふべからず。然れども、軍備は、決して、戦争を目的とするものにあらず、

第六章 わが國の制度 中

四五 軍備

敵國を征服し、疆土を擴張せんことを期するものにあらざるなり。軍備の目的は平和にあり、外敵の侵略を防ぎ、暴虐を加へんとするものを避け、内亂を平げて、わが國威を保ち、國權を張らんことを期するに過ぎざるなり。

わが國は、古來、武を以てあらはれ、勇を以て稱せられたりしも、未だ、今日の如く軍備の周到せるものなかりき。古は、天皇自ら三軍を指揮し、然らざるも、皇后、皇子これに代りて將となりたまひ、全國より兵を徵して、軍旅のことに當らせたまひき。中世、武士なるもの起り、源平各其の將となりて、世々兵權を握り、皇室は、ただ、其の大體を統べさせたまふに過ぎず、

令徴兵

舉國皆兵の制度は廢れて、兵農全く分離するに至り
き。明治初年、王政の古に復せらるるに當り、兵制も、ま
た王朝時代の正しきに復して、武士を廢し、國民は等
しく出でて國家干城の大任に當るべきことに改め
られ、ここに徴兵令なるもの設けられぬ。

文の憲明法

されば、兵役の務に服することは、わが日本國民の
一大義務にして、帝國憲法にも、『日本臣民ハ、法律ノ定
ムル所ニ從ヒ、兵役ノ義務ヲ有ス。』と定められたる所
なり。

陸軍

わが國の軍備には、陸軍と海軍との二種あり。陸軍
には、皇室を護衛し奉るべき近衛兵と、全國防護の任
に當るべき衛戍兵とあり。兵衛師團は東京にあり、衛

海軍

戍兵はこれを十二師團に分ち、東京(第一)、仙臺(第二)、名
古屋(第三)、大阪(第四)、廣島(第五)、熊本(第六)、北海道(第七)、弘
前(第八)、金澤(第九)、姫路(第十)、丸龜(第十一)、小倉(第十二)の
各地に分置せらる。而して、一師團は、二旅團を以て編
成し、一旅團は、二聯隊を以てし、一聯隊は、三大隊を以
てす。また、大隊の下に中隊あり。中隊の下に小隊あり。
小隊三を合して中隊とし、中隊四を合して大隊とな
す。また、其の任務の種類により、近衛兵も衛戍兵もこ
れを五種に分つ。歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵、即ちこれ
なり。

海軍は、戦時にありては、海上の防禦、敵國の攻撃、陸
軍の護送に任じ、平時にありては、通商貿易、海外居留

人、または、殖民地の人民、及び、漁民の保護、密獵船の取締、港灣の測量、沿海の警衛に任ず。

わが國の海軍は、全國の沿海を五海軍區に分ち、一海軍區毎に一箇の軍港を設け、鎮守府を置く。相模の横須賀は第一海軍區の軍港にて、安藝の吳は第二海軍區の軍港なり。また、第三海軍區の軍港は肥前の佐世保に、第四海軍區の軍港は丹後の舞鶴にあり。第五海軍區の軍港は北海道の室蘭に置かるる豫定なれども、未だ開廳に至らず。

軍艦は、其の任務によりて數種に分つ。戰鬥艦、海防艦、巡洋艦、報知艦、水雷母艦、水雷驅逐艦、水雷艇と稱するが如き、其の主なる名稱なり。また、これ等の軍艦三

隻以上を以て編成したるものを艦隊といふ。

四六 兵役

兵の 種類	兵の 義務
<p>兵役の國民の一大義務なることは、前節既に説けるが如し。わが大日本帝國は、天皇陛下の統治したまふ所にて、われ等臣民の共に護るべき國なり。されば、明治維新以來、兵制一變せられ、舉國皆兵の古に復して、男子満十七歳より四十歳に至るまでは、悉く、兵役に就くべき義務あるものと定められ、其の兵役を分ちて、常備、後備、補充、國民の四種とし、更らに、また、常備兵役を分ちて、現役、豫備の二つとし、陸軍は、現役三年、豫備役四年、四箇月、海軍は、現役四年、豫備役三年を</p>	

經て、五箇年の後備兵役に編入しこれを終りたるものは、滿四十歳に至るまでを第一國民兵役とす。また、身體検査に合格したる者の數、所要の數に超過する時は、抽籤を以て現役兵を定め、他は補充兵として、毎年所定の期間召集して、兵事を練習せしむ。この外、身體検査に合格せず、兵營に入らざるものも、滿十七歳より四十歳までの男子は、悉く、第二國民兵に編入せられ、有事の時は、召集に應じて、護國の任に就くべきものとす。

徴兵の法

海軍兵は、總て志願によりこれを採用し、陸軍兵は、一年志願兵、六週間現役兵となるべきもの、及び、法律に定れる理由により猶豫を許可せられたるもの、並

陸軍將校の海

女子と人

に、何れかの兵役に就けるものの外、悉く、滿二十歳に達し、身體検査に合格したるものより徴收す。

陸軍の將校は、陸軍士官學校、海軍兵學校等の卒業生より採るを常態とす。將校には、大中少尉の士官、大中少佐の上長官、大中少將の將官の數級あり。また、其の相當官たる、軍醫、軍吏等もあり。

女子は、直接兵隊の人となり、護國の任に就くものにあらずといへども、平素よく舉國皆兵の御趣旨を奉戴して、夫を助け、子弟を導かざるべからず。忠勇なる軍隊は、忠勇なる其の母、其の妻ありて、始めて見ることを得べし。何ぞ、女子は全く軍事に關係なしといふことを得べけんや。

四七 教育

教育の事業は、國家百年の大計なり。其の盛んなる國は、よく榮え、然らざるものは、必ず滅びん。この故に、國家は、義務教育として、小學校を設け、國民の必ずこれを卒業すべきことを命じ、以て民に不學の徒なからんことを期し、尙ほ、中學校以上の學校を備へて、有用の人材を教養せんことを務む。

義務教育は、滿六歳に始まり、滿十四歳に終る。これを學齡といふ。即ち、この間において、兒童の保護者たるべき父兄、其の他の保護者は、兒童を尋常小學校に送りて、其の教科を履修せしむべきものとし、疾病、若

くは、貧窮のため就學せしむること能はざるものにて、就學猶豫の許可を受けたるものの外は、必ずこれを卒業せしむべきものとす。これ、國家より兒童の保護者に負はしむる義務にて、兵役の義務と同じく、國民の履行すべき所なり。故に、尋常小學校の教育は、これを義務教育、または、國民教育とも稱するなり。

尋常小學校の課程四箇年を修了したる後は、家の狀況、本人の志望によりて、更らに進みて高等の教育を受けしむるを可とす。尋常小學校の卒業生を入學せしむる學校には、高等小學校、並に乙種の實業學校等あり。高等小學校の二箇年を終りたるものは、進みて、男子は中學校に、女子は高等女學校に入ること

得べし。男子の中學校を終りたるものは、更らに高等學校に入り、大學に進むことを得、また、各種の専門學校に入ることを得べし。また、高等小學校を終りたるものは、各種の甲種實業學校に入ることを得べし。教師たらんことを希望するものには、男女共に、府縣に師範學校あり、官立の高等師範學校あり。官立の學校は、この外、高等學校、高等商業學校、高等工業學校、高等農業學校、美術學校、音樂學校、外國語學校、盲啞學校等あり。府縣立、市町村立の學校は、これを公立といひ、私人の設立せるものは、これを私立學校といふ。

また、宮内省の設立せる學習院、華族女學校あり。各省の設立せる、各種の公立學校あり。私立學校は、枚舉

するにいとまあらず。

われ等は、この昭代に生れ、かく、各種の學校備りて、學ばんとして能はざるなく、修めんとして得ざるなきの盛世に遇へり。何ぞ、勉めずして可ならんや。何ぞ、勵まずして可ならんや。

四八 衛生

衛生の道を守りて、各健全なる身體を保有し、國家に盡くすべきは、また、われ等の國家に對する義務の一つなり。

衛生の道を守り、各自平素の攝生に注意する時は、獨り、身體の強壯を保ち、精神爽快にして、業務に盡く

生と國
衛家
の衛
功生

すことを得べきのみならず健全なる血液を子孫にのこして、永遠に一家を盛んならしむることを得べし。獨り、これ一家の幸福なるのみならず、また、これ國家の幸福なり。國家は、即ち、國民の集合によりて成る。健全なる國民は、即ち、これ健全なる國家を組織する要素にして、國家の隆盛よりて以て望むべきなり。されば、各人衛生に注意し、身體の健康を謀かるは、即ち、國家の健康を謀る所以にして、國家の幸福これに過ぐるものあらざるなり。

殊に、傳染病の流行して、害毒を社會に流し、多くの生靈を殺すに至るものあるは、其の源は、多く、個人の衛生を守らざるに出づ。一人若し傳染病にかかる時

は、病毒は、次第に蔓延して、一家に傳染し、一町村に傳染し、つひに、一市郡、一國に及ぼして、はては全國を傳染病の巢の如くならしむることあり。されば、平素飲食の物を選び、衣服、住居を清潔にし、總て、身に病毒を受けざらんことに心がくべきは勿論、不幸にして、傳染病にかかりたる時は、速に、醫を聘し、官に届け出て、相當の處置を請ひ、聊かも、損害を社會に及ぼさざらんことを務むべし。

傳染病とは、虎列刺、腸窒扶斯、赤痢、實布埤利亞、發疹窒扶斯、及び痘瘡の六種と、近時外國より流布し來りたる、ペスト病等をいふ。これ等は、其の病毒を傳播する勢、極めて、激烈なるものなり。

四九 財政と租税

國家、または、公共團體が、其の機關を運轉し、其の生存發達の目的を達せんには、多くの費用を要せざるべからず。國家、または、公共團體は、この費用に充つるため財源を求め、其の財源により、最も適當なる方法を以て支出をなす、これを國家、または、公共團體の經濟といひ、一に、これを公經濟、即ち、財政といふ。

國家及び公共團體が、諸般の政務をなすために要する費用の支出を總稱して經費といふ。經費は、通常一箇年を限り計算するを以て、また歳出ともいふ。また、この經費を支辨せんがために收納するものを收

入といひ、また、歳入と稱す。

國家及び公共團體の歳出入は、當事者、案を定めて議會に提出し、其の議決によりて施行せらるるものとし、歳入の大部分は租税としてこれを國民及び住民に賦課す。租税は、國民の負擔すべき義務の大なる一つにして、帝國憲法に『日本臣民ハ、法律ノ定ムル所ニ從ヒ、納税ノ義務ヲ有ス。』と明示せられたること兵役の義務に同じ。

見よ。今日國家に政府あり、裁判所あり、警察署あり、軍隊あり、學校あり、病院あり、其の他、國家を治め、國民の安寧幸福を増進せんがために施設せられたるもの、百にして足らざるにあらずや。公共團體の施設す

租の類
種税

る所、またこれに似たり。これ等に要する費用の莫大なるべきは、言ふを待たざる所にて、誠に、國を治め、自治團體の發達を謀るには、止むを得ざる所なり。租税は、實に、この費用に充つるものにして、以て、國家成立し、國民幸福なることを得べきなり。若し、この租税の收入なくば、國家いかでかよく成立せん、國民いかでかよく生息することを得ん。この故に、納税の義務は、國家を維持し、自己の安寧幸福を増進する上において、一日も怠るべからざるものなりとす。

租税は、これを消費する目的と、これを徴收する範圍とによりて、國税、地方税の二種に分つ。國税は、全國一般に賦課するものにて、これに直接國税と、間接國

税との二種あり。直接國税一に直税とは、國民の財産に準じて、各自直接に納付するものにて、地租、所得税、營業税等の類あり。間接國税一に間税には、賣薬税の如き、酒税、醬油税の如きあり、物品其の物に税を課して、其の購求者に間接負擔せしむるものをいふ。また、この外に、關税と稱するものあり。物品を輸出入する際、これに課する租税なり。

地方税とは、府縣税、郡税、市町村税の如き、其の自治團體の歳入に充てんがため、國税に附加し、また、特別に徴收するものをいふ。

總て租税を始めて賦課し、または、其の税率を變更せんには、必ず、帝國議會、または、地方議會の議定を要

租の續
手税

官稅署

するものとし、この手續を踐まざれば、當局者は、何等の名義を以てするも、恣に、人民より金品を徴收することを得ざるものとす。

國稅の負擔額を定め、其の徴收等のことを掌るため、各地に稅務監督局、及び、稅務署を設け、稅務官吏を置く、若し、この官吏の出張して、納稅に關する調査をなす等のことあらば、必ず、これに相當の敬禮を拂ひ、及ふべきだけの便宜を與へて、其の職務を行ひ易からしめんことを期すべし。

五〇 外交

外交

外交とは、條約國相互の交際をいふものなり。條約

條約

外交

國とは、天皇陛下と、各國の帝王、または、大統領と、交通貿易の條約を結び、兩國の人民、この條約に従ひて、互に交通し、貿易に従事することを得べき國々をいふ。この條約國には、兩國より、互に外交官吏を遣し、外務大臣の指揮を受けて、一切の外交事務を掌理せしむ。外交官吏とは、公使、領事の類を稱するにて、公使は、即ち、皇室、國家、または、政府を代表し、領事は、通商上の利害を疏通し、居留人民の保護を掌る。公使には、全權大使、全權公使、辨理公使の數階あり、領事には、總領事、領事、領事補等の階級あり。公使の居る所は、これを公使館と名け、領事の居る所は、これを領事館と稱す。抑も、外國交際のことたる、これを小にしては、個人

を利し、これを大にしては、國家を益すること大なるものなり。其の古、わが國は、支那、三韓と交通して、大に、わが文明を進め、其の後、織豊二氏の頃に至りては、西班牙、葡萄牙を始め、歐洲の諸國と交通して、盛に、其の文化を輸入せり。徳川家康の時に至りては、交通を結べるもの十餘箇國に及び、國人の彼の國に至るもの、また尠からず、大に、彼我の便利を得たりしに、三代家光の頃に至り、故を以て、一切外國との交通を禁じ、鎖國の主義を採り、僅かに、支那、和蘭の二國のみに、時を定めて、西陲長崎に來航するを許すに至りければ、それより以後、わが國は、世界の氣勢と全く相ひ離れて、東洋の一孤島に孤立し、國民は、多く外國あることを

知らず、徒らに平和の夢を貪りて遙かに、世界の文化と隔絶するに至りき。然るに、今を距ること四十餘年前、北米合衆國の請ひを容れて、新たに、通商貿易の條約を結び、相ひついで、歐米諸國と條約を締結せしかば、機運にはかに一轉し、つひに維新の大業を成就し、文運ために革るに至れり。殊に近時、また條約を改正し、彼我同等の權利を以て交り、また内地に外人の雜居することを許すに至りしかば、交通頓に盛んなるに至れり。

かく、わが國は、今や世界文明國の班に列し、歐米の諸強國と同等の權利を有し、また、かれ等のわが内地に雜居することを許すに至りしかば、われ等は、今に

おいてよく、かれ等に對する待遇の方法を講究し、わが國民の雅量を示さんことを心がけざれば、つひに悔ゆとも及ぶなきに至るべし。

外國人はもと、國家を異にし、人種を異にせるものなれば、萬事につきて、わが國人と同一に扱ひがたきこと多し。されど、四海はもと、兄弟にして、人情も、また、決して、大差あるものにあらず。これに對するに禮を以てし、誠を以てせば、多少、風俗習慣の異なる所あるも、憂ふるに足らず。われ、若し、かれに對すること、叮嚀親切ならば、かれ等もまた、われを見ること、其の同胞を見るが如きに至らん。畢竟、外人交際の要は、至誠を以て交るにあり。これを侮らず、これを恐れず、これを欺

民のと敵
國其國

名國條
稱の約

かず、これに阿諛せず、普通の道理を以てこれに接するにあり。

また、世には、往々、戦時にありて、敵國人を以て私敵とし、これを惡むるものあり。これ大なる誤にして、抑も、公道を解せざるものといはざるべからず。戦争は、國と國との争にして、公のことなり、一個人のことにあらず。深く思ふ所なからざるべからず。

五一 修交條約國

現今、わが國と條約を結び、條交をなせる國は、亞細亞洲にありては、清國、韓國、シヤムの三國とし、歐羅巴洲にありては、英吉利、佛蘭西、獨逸、露西亞、スウェーデン。

清國

ノルウェイ、デンマーク、オーストリア、ホンガリア、スイス、和蘭、ベルギー、西班牙、葡萄牙、イタリア、及び、ギリシアの十四國とし、亞米利加洲にありては、北米合衆國、メキシコ、ペリユー、ブラジル、アルゼンチーン、の五箇國とす。

清國、即ち、支那は、わが國の西に隣れる大國にて、實に世界古國の一なり。面積、人口、いづれも、わが國に十倍し、古來、わが國の友邦として、其の學術技藝を傳へ、わが國の文化を導きたる所少からざりしも、其の後、國運殆んど停止して進まず、國人頑固蒙昧にして、世界の大勢を察せず、土地豊かにて、天然の産物盡くることなけれども、これを利用する道を知らず、徒らに、

韓國

誇りて中華と稱し、みだりに、事を外國に構へて、常に其の辱めを受く。韓國、即ち、朝鮮は、古の三韓にて、常にわが國と齒唇の關係あるものなれども、國狀殆んど支那に似て、國勢また甚だ振はず。

嗚呼、清韓は、わが同文同種の友國にて、同じく亞細亞洲に位する邦國にあらずや。而して、其の衰ふることかくの如し。これを扶けて、文明の民たらしめんこと、これ、實に、われ等日本國民の責務にあらずや。

英佛獨露及び北米合衆國は、現今における、世界の強國なり。

英吉利は、其の本國、歐羅巴洲の西端にある島國にて、面積、人口、いづれも、わが國に劣れりといへども、國

世界の五大強國

英國

人勤勉にて、學問技藝、夙に開け、また、航海の術に長じ、盛んに、通商貿易を營み、各地に殖民地を開きて、國勢の伸張につとむるがゆゑに、地球上至る所に領土を有し、國人は、誇りて、其の國土には、年中太陽の没することなしと稱す。

露國

露西亞は、歐羅巴洲の東部より、亞細亞洲の北部に誇り、近く、わが國の沿海と境を接する大國にて、近時、益力を東方に盡し、鐵道を布き、軍港を開きて、大に期する所あるものの如し。また、佛獨米の各國も、皆漸く、眼を東方に注ぎ、大になすところあらんとするもの如し。東亞の霸王を以て任ぜんとするわが國民、何を顧みる所なくして可ならんや。

佛獨
米獨
わが

五二 日本赤十字社

陸海軍には、軍醫部をおき、軍人、軍屬の、戦時に死傷し、平時疾病にかかりたるものを、救護療養すといへども、これのみにては、全く保護の行届かざることなきにあらず。殊に戦時敵味方の入り亂れて劇戦せる時には、普通の軍醫部にては、容易に、その死傷者を救護する能はざることあり。

日本赤十字社は、戦時この敵地に入りて、敵味方の死傷者を保護救助し、軍醫部を助けて、これを療養し、また、平時にありては、病院を開き、看護婦を養成し、必要の設備を整頓して、事ある時に備ふるの目的を以

日本赤十字社
的の字赤日

病附
院屬

て、上は、皇室の思召を奉戴し、下は、仁人淑女の賛同によりて、設立せられたるものにて、現今、社員の數、既に、八十萬人の上に出で、東京に本社を置き、各地に支部を設けて、専ら事務の進歩と、社員の増加とを計畫すといふ。

東京の本社には、附屬病院を常設し、専門の名醫を聘して、軍人、軍屬は勿論、廣く、一般の患者をも入院せしめ、また、別に、看護婦を養成して、療養看護の方法を練習せしめ、以て、變時に備ふるの準備をなせり。この看護婦の内には、名譽あり地位ある貴婦人令嬢の志を以て加はれるもの少なからずといふ。博愛仁慈の心深き、眞に、感ずべきの至りならずや。

皇后陛下、かつて、本社の總會に行啓あらせたまひし際、下したまひし令旨に曰く、

兵士の軍陣に臨み、傷痍を受くるは、各其の國のために盡せるものにて、彼我の別なく、其の憐れむべきこと、佗に比類なし。本社は、この最も憐れむべきものを、あまねく救ひたすけて、慈愛の情を表するものなれば、予、いかでか喜ばざらん。諸子、よく勉めよ。

嗚呼、博愛義俠を以て自ら任ずるわれ等日本國民たるもの、誰か、この令旨を奉戴して、其の天稟の義心を發揚せんことを務めざるものあらんや。

赤十字社は、歐米の諸文明國にありても、悉く、其の

萬國
赤十

設けあり。スイス國には、萬國赤十字社中央本部を置き、各國の赤十字社と連絡を通じて、博愛の主義を發揚せんとせり。わが日本赤十字社も明治十九年以後、其の同盟に加入せりといふ。

五三 名譽の榮典

天皇陛下は、榮譽の本源にましまして、爵位、勳章、褒章、其の他、一切の榮典を下したまふ。また、外國の元首より受けたる勳章も、天皇陛下の允准を得ずは佩用することを得ざる定めなり。

爵は華族に賜ふものにて、公侯伯子男の五階級あり。子孫に世襲すべきものとす。位は、華族、勅奏任官、其

の他のものに賜ふものにて、正一位より従八位に至るまで十六階あり。いづれも、國家に勳功あり、または、表彰すべき功績あるものに賜ふものとす。

勳章は、平時と戦時とを問はず、官吏と否とに拘はらず、勳功、勳勞、殊勳の度に應じ、種類に従ひ、階級を分ちて、授けらるべきものとす。現今、制定せられたる種類は五あり。菊花章は、皇族、及び、勳功、勳勞の拔群なるものに賜ひ、旭日章は、勳一等より八等に至る、勳功、及び、殊勳あるものに賜ふ。但し、七等以下は桐葉章とす。瑞寶章も、勳一等より八等までにて、勳勞あるものに賜ふ。金鷄勳章は、功一級より七級までにて、武功の拔群なるものに賜ふ。寶冠章は、勳一等より五等に至る、

婦人の勳勞あるものに賜ふものとす。

褒章は三種に分ち、各其の事故によりて賜ふものとす。紅綬褒章は、自己の危難を顧みず、人命を救助したるものに賜ひ、綠綬褒章は、孝子、順孫、節婦、義僕の類にて、德行卓絶なるもの、或は、實業に精勵し、衆民の模範たるものに賜ふ。また、藍綬褒章は、學術、技藝上の發明、改良、著述、教育、衛生、慈善、防疫の事業、學校、病院の建設、道路、河渠、堤防、橋梁の修繕、田野の開墾、森林の栽培、水産の繁殖、農工商業の發達に關し、公衆の利益を興し、成績著明なるもの、或は、公共の事業に、勤勉し、効勞顯著なるものに賜ふ。この外、各種の德行をなし、衆の模範となるべきもの、及び、公益の爲に金員、物品を寄

附せしものには褒狀、金杯、銀杯、木杯を賜ふことあり。

五四 國家の祝祭

一家に誕生の祝日あり、祖先の祭日あるが如く、國家にも、また、祝日、祭日あり。いづれも、國家に重要なる儀典を行はせたまふ大切なる御日なり。

祝日は四方拜、紀元節、天長節の三日にて、これを三大節といふ。四方拜は、一月一日の拂曉、天皇陛下、親ら、宮中において、天地四方を拜し、年に災異なく、國家及び臣民の安寧幸福ならんことを祈らせたまふ御式をいひ、紀元節は、二月十一日、皇祖神武天皇の始めて天皇の位に即き、國の礎を定めたまひし御日を

大祭日

いひ、天長節は、十一月三日、今上天皇の誕生をしませし御日をいふなり。

大祭日は、新年、始めて、賢所皇靈殿を祭らせたまふ一月三日の元始祭、先帝の崩御あらせられたる御當日たる一月三十日の孝明天皇祭、神武天皇崩御の御當日たる四月三日の神武天皇祭、春分の日、秋分の日、即ち、春秋二季の晝夜平分の日にて、俗に、彼岸の中日と稱する日に、歴代天皇の皇靈を祭らせたまふ春秋二季の皇靈祭、伊勢の大神宮に新穀を供したるまふ十月十七日の神嘗祭、其の年の新穀皆熟したるを以て、天皇陛下、親しく、これを神祇にすすめ、親らも、嘗めたまふ十一月二十三日の新嘗祭の七つをいふ。

氏の祭私神

この外、大嘗會とて、天皇御一代に、一たび、京都の皇居において、擧げさせたまふ大祭あり。

國家の祝祭の外、所々に氏神の私祭といへるあり。東京の神田祭、山王祭、京都の祇園祭、稻荷祭、大阪の天満祭の如き、其の最も著名なるものなり。

わが國の神社

五五 神社佛閣

わが國の神社は、皇祖、皇宗を始め奉り、國家に勳功ありて、朝廷より神號を贈られたる人々を祀れる所多し、伊勢の大神宮を始め、皇室の御方を祀れる所には、大國主神を祀れる出雲神社、應神天皇と神功皇后とを合祀せる宇佐八幡宮、日本武尊を祀れる熱

神の式格社

田神社、素盞鳴尊を祀れる氷川神社等あり。また人臣にては、藤原鎌足は大和の談山神社、和氣清麿は京都の護王神社、菅原道眞は京都の北野神社、筑前の太宰府神社等、楠正成は神戸の湊川神社、楠正行は河内の四條畷神社、新田義貞は越前の藤島神社、織田信長は京都の建勳神社、豊臣秀吉は京都の豊國神社、徳川家康は下野の東照宮として祭祀せらる。其の他この類なほ多し。

これ等の神社は、其の由來によりて格式を分ち、官幣大中小社、別格官幣社、國幣中小社、府縣社、郷社、村社等とす。國幣社以上の祭日には、特に、朝廷より勅使、または、奉幣使を遣して祀らしめたまふ。

佛教

佛閣、即ち、寺院も、全國其の數少からず。抑も、佛教は、わが國に行はるる宗教の中にて、最も古く行はれ、普く諸國に弘通し、名僧智識の現れて、國家に功勞を著はしたること少からず。現今、眞言、淨土、天台、臨濟、曹洞、眞、日蓮宗等を主なる其の宗派とす。

耶蘇教

耶蘇教は、戰國時代の晩年、一たび渡來したりしも、徳川氏の始めに至り、これを信仰することを禁ぜられ、明治維新の後、再び布教を許さるるに至りしものなり。

自信由仰

宗教を信仰するは、各人の自由にして、帝國憲法にも「日本臣民ハ信教ノ自由ヲ有ス」と明示せられたる所なり。されども、決して、邪教、淫教のために惑はされ

また、國體に反し、國法をみだすが如き宗教を信仰することなかれ。

第七章 わが國の法制下

五六 國家と實業

實業の盛否が、國家の元氣に關係することや大なり。實業盛んならざれば、金錢の融通鈍く、正金相つぎて輸出せられ、國內爲めに疲弊し、國民の元氣爲めに振はず、手を束ねて、國家の衰亡を待たざるべからず。英國は、蕞爾たる西歐の一小國なり。而かも、國民勤勉にして、夙に實業の振興に志し、商業に、工業に、農業に、漁業に、礦業に、各其の志す所に盡しければ、國運隆々

業と國
實家

として、進み、今や、地球上至る所、其の國旗の翻らざる所なく、其の勢力の及ばざる地なしといふにあらざるや。彼の國や、五穀敢て豊かなるにあらざ。礦産敢て多きにあらざ。唯、彼れは、四面海を環らせる、其の地勢を利用して、殖産興業に務められたればなり。彼れは、實に一塊の礦鐵を外國より數錢にて購入し、これを鍊へて鐵板となし、これを十數錢に販賣せり。また、これを精鍊して銅鐵となし、數圓に賣拂ひたり。また、これを利用して、諸種の機關となし、數十圓乃至數百圓に賣捌きたり。かくの如くにして、彼れは富を得たり。かくの如くにして、彼は國家の富強を致せり。

わが國の位置、状態は、實に、この英國に酷似せり。西

國わ
のが

には、富と材料との無盡藏なる支那あり、南には、購買力に富める濠洲諸國あり、遙かに東方に當りては、世界の富庫たる北米諸邦あり。これ、皆わが工業を盛んしむべき材料を供する所にして、また、わが製品を購はんとする顧客なり。

嗚呼、國を富ますは實業にあり、國富まざれば、以て、兵士を養ふこと能はず、軍艦を築造すること能はず、教育を盛んならしむること能はず、外人の輕侮を蒙るも甘んぜざるべからず、隣境の暴力を受くるも忍ばざるべからず。されば、實業を隆盛にして、國家を富さんこと、眞に、國を愛するものの最大責務なりといはざるべからず。

女子は、實業の戦場に出でて、自ら手を下し勝利を争ふべきものにあらず。然れども、女子は、實業界の大將軍を以て自ら任ずべき夫の參謀たらざるべからず、未來の大實業家たるべき子弟の教官たらざるべからざるなり。參謀官の任や、却つて、將軍より重きものあり。教官の責や、寧ろ、大將に過ぎたるものあり。將軍も、好參謀のこれを輔佐するものなければ、妙腕ありといへども、これを施すこと能はざらん。大將も、其の幼時、これを誘導開發する良教官を得ざれば、天才ありといへども、これを發揚すること能はざらん。參謀官たり、教官たる女子の任、夫れ、また重いか。

實業の類

五七 實業の現況

實業とは、農業、工業、商業、礦業、漁業、其の他、凡百の利益を目的とする營業をいふ。わが國の實業は、近時、概して、稍隆盛の域に達せしといへども、これを歐米諸國に較れば、なほ及ばざること遠し。

農業

農は、古來、國の大本と稱せられ、其の敬重獎勵せられたること、遙に、工商等の上に出でたり。現今、なほ、國民の三分の一は農夫にて、面積の三分の一は田畑なりといふ。其の營む所は、主として、米穀の耕作にて、果樹栽培、養蠶、製茶、牧畜、飼禽等を副業となすものあれども、未だ盛大ならず。工業も、また、概ね、規模の小なる手工なり。ただ、近時、織物、紡績、陶器、摺附木の製造、製銅

工業

商業

製紙、製油、製酒等の業に、大機關を据付けて、盛んに其の業を營むものあるに至りしは、頗る喜ぶべきことに屬す。

商業の振はざるは、また農工業に同じ。内國の商業はとにかく、海外貿易に至りては、なほ眠れるが如く、却つて、横濱、神戸等に居留せる外國人の願使を受け、僅に、これをなすに過ぎず。新商人の蹴起して、大にわが商權を伸張するを待つこと急なり。現今、貿易品の重なるものは、生糸を第一とし、絹織物、石炭、米穀、茶、摺附木、磁器、陶器、銅類、地蓆、麥稈、眞田等にて、其の輸出先は、米國、英國、佛國、支那を主とし、また、わが國に諸物品を輸入すること最も多きは、英國第一にて、英領印

度、支那、獨逸、米國等、これに次げり。

礦業 礦業は、佐渡、但馬の金銀山、下野の足尾、伊豫の別子の銅山、九州、北海道の諸石炭礦等を、最も著名なるものとす。漁業は、わが國の近海、概ね、魚貝に富むを以て、頗る盛んなり。殊に、近時、器械の改良を企つるものあり、遠洋漁業を行ふものありて、其の收入年に多きを加ふに至りといふ。これ、誠に國家のため慶賀すべき所なり。

五八 實業に對する保護

府と實 實業に對して、政府が保護を加へて、其の進歩發達を獎勵するは、即ち、國家を進歩發達せしむる所以の

法特許 法意匠 法商標

道なれば、政府は、種々の法律を設け、規則を定めて、及ぶ限り、これを實行せんことを期せり。

中にも、新規有益なる工藝機械、製造品等を發明したるものために、特許法を設け、工業上の物品に新規の意匠を工夫したるものために、意匠法を定め、これを保護し、また、特に、商業家のために商標法を制定し、一定の標章を用ひて、自他の商品を識別するの用に供することを許せり。この三法は、農商務省特許局の管理する所にて、其の許可を得たるものは、他人これに類似せる物品を製造販賣し、其の意匠を探り、商標を使用することを得ざるものとせり。

其の他、政府は、商業會議所を組織せしめて、商工業

家の意見を發表するの機關となさしめ、農事試験場、蠶糸試験所を設けて、農業、養蠶業の成績を進歩せしめんこと、期し、職工法を設けて、職工と其の傭主とを保護する等、實業を、裨益し、誘導すに、ところ少からず。

五九 會社

實業を營むに、最も肝要なるものは資本なり。信用あるものも、才略あるものも、資本乏しがために、得らるべき利益を逸し、意外の失敗を來すこと少からず。會社とは、數名以上資本を合同し、相當の役員を選任して、業務を營ましむるものなれば、大事業をなすに

實業
と本
資業

會社
の類
種

最も適し、この憂を除くに最も適當なる方法なり。

現行商法の規定する所によれば、會社を組織するに四つの方法あり。合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社、即ちこれなり。いづれも、其の社員若くは、株主より資本金を出し、業務擔當社員若くは取締役、監査役等の役員を選びて、専ら業務に當らしめ、其の利益は、一部は會社に積立て、一部は社員若くは株主に配當するものとす。若し、また、不幸にして損失を生じ、また、閉店することあらば、結社の種類、最初の契約に従ひ、社員若くは、株主は、有限または無限に其の責任を負ふべきものとす。

六〇 銀行

銀行

會社組織たると、一私人の營業たるとを問はず、公に開きたる店舗において、證券の割引をなし、爲替を取組み、または、預り金、及び、貸附金を營むものは、總て、これを銀行と稱し、政府の定めたる銀行條例によりて營業するものとす。

的の銀
目行

抑も、銀行の目的とする所は、不用の餘財を低き利子にて預り、更らに、有用の人に貸して相當の利子を取り、銀行自らも利益を受け、併せて、双方の便利をはかり、世間の金融を助くるにあり。入用なき金子を自家に藏するは、火災盜難のおそれあり、且つ、世間の金融の上より、いふも不都合の次第といふべし。また、手

もなの銀現
のる主行設

廣き營業をなすものは、何時不意の金錢を要し融通を他に求めざるべからざることなきに限らず、そのこれをなし得ざるより、むしろ得らるべき利益をうしなひ、大切なる信用を害することあるべし。銀行は、實に、これ等の利便に供するを以て其の本旨となせり。

現今、わが國に設立せらるる銀行は株式會社日本銀行を第一とす。中央金庫を置き紙幣を發行するの特權を有せり。これに次ぐものに、株式會社橫濱正金銀行、株式會社日本勸業銀行、株式會社日本興業銀行あり、合名會社三井銀行、株式會社第一銀行、三菱合資會社銀行部あり。また、個人の營業せるものに、鴻池銀

行あり。いづれも、巨万の資本金と積立金とを有し、盛んに營業をなす。

六一 貯蓄

銀行貯蓄

銀行の内に、特に、貯蓄銀行と稱し、貯蓄銀行條例の規定に従ひ營業をなすものあり。

これ等の銀行にては、一口一錢以上、何程にても預金することを承諾し、金額を記入せる通帳を渡し置き、必要の時は、請求に應じ、何時にても、また何程にても、拂戻しをなす。且つ、預金には、重利法によりて所定の利子を付し、毎年二回計算して元金に組み込むを以て、些少の金錢にても、知らず識らずの間に、多額

の金圓となり、相當の資本となるものなり。

女子と貯蓄

女子は、殊に、一家の經濟を引受け、金錢の出納を掌るものなれば、深く浪費を慎み、貯蓄の法を利用して家財を積み、不慮の備へに供せんこと肝要なり。

郵便貯蓄

貯金は、また、各地の郵便局及び郵便受取所にても、これを取扱ふ所あり。これを郵便貯金といひ、政府保管する所なり。其の手續、方法、概ね、貯蓄銀行に異ならず。

六二 保險

保險

貯金に似て、其の性質の異なるものに、保險といふものあり。これは、もと相互救済の趣旨を以て起りたるものにて、豫め、或る災難に備へんため、平素より幾分

類の保
種險

づつの金子を保險會社に拂込みおき、萬一の不幸ある時、約束の金額を受取るべき方法なり。

死亡に際して保險金を受取るを、生命保險といひ、約束の年齢に達したる時、保險金を受取るを、養老保險といふ。また、家屋、物品の火災に遇ひたる時、其の損害の辨償を受くるを、火災保險と稱し、海上において難船、其の他の災害を受けたる時、船體、積荷等の損失の賠償を受くるを、海上保險と稱す。この外、徴兵保險、結婚資金保險、學資金保險等、數多の種類あり。いづれも、これを取扱ふ會社に申込みば、一切の手續を處理せらるべく、其の料金も、また概して廉なり。

六三 爲替

爲替

遠國に金錢を送らんとするには、爲替の方法によるを最も便利なりとす。また、遠く旅行せんとするに當り、盜難等の恐れある時、この方法により、行く先々にて必要の正金を得ば、安全の上もなかるべし。爲替は、郵便局にても、銀行にても取扱ふべし。また、通運會社にても取扱ふ。郵便局にて取扱ふものには、郵便爲替と電信爲替との二種あり。電信爲替は、至急の送金を要する時に用ひて最も便利なり。

爲の爲
手替

爲替を取組むには、郵便局、または、銀行等、其の取扱ひをなす所に至り、送らんとする金圓を拂ひ込み、所定の料金を拂ひて、これを請求せば、直ちに、金圓の受

取證書と爲替券とを渡さるべし。受取證書は、後日の錯誤ある時の證據に保存し置き、爲替券は、必要の記入をなして先方に送付すべし。先方にては、これを受取り、指定の受取所に至らば、直ちに、爲替券と引換に額面の金圓を拂渡さるべし。但し、電信爲替は、別に、爲替券を渡さるることなく、電信局より、直ちに、先方の電信局に通知して拂渡さるるべし。其の方法、いづれも簡易にして、料金もまた廉なり。

六四 貨幣

貨幣の世に發行せられたるは、遙かに、人文の開けたる後にあり。太古、人智未だ開けず、人事なほ繁雜な

の貨
起幣

源

らざりし頃には、人々物と物との交換を行ひしを以て、若し、適當の交換を承諾すべき人を得ざる時は、容易に、わが所要の物品を得ること能はず、其の不便忍ぶ能はざるものありしならん。人智漸く進み、人事漸く繁くなり、人々この不便を覺ゆること層一層を増すに及び、つひに、何人も望み、また、これを保存するに便利なるものを選びて、交換の媒介となすことを發明し、この法次第に進歩して、つひに、今日の如く、貴金屬を以て造りたる貨幣なるもの行はるるに至りしなり。

わが國の貨幣は、政府これを發行し、私にこれを製造することを許さず、犯すものは、法律を以てこれを

類の貨
種幣

紙幣

罰せらる。現今行はるる貨幣の種類は、金貨にて、二拾圓、拾圓、五圓の三種あり。銀貨にて五拾錢、二拾錢、拾錢の三種あり。白銅貨にて五錢の一種、青銅貨にて一錢、五厘の二種あり。また、舊來行はるるものに、五錢銀貨、二錢、一錢、半錢銅貨、一厘銅貨、竝に、寛永錢、文久錢と稱するものあり。

貨幣の代りとして、法律の規定に従ひ、日本銀行より發行するものに紙幣あり。日本銀行は、これを發行する毎に、法定の正金を準備しおき、何時にても、所有主より請求あらば、額面の貨幣と交換することを約束するが故に、紙幣は全く貨幣と同一の價值あるのみならず、携帶上却りて便利なるものなり。

有價
證券

六五 有價證券

貨幣、紙幣のほか、これと類似の價值を有し、金融の機關に供することを得べきものに、各種の有價證券あり。有價證券とは、政府の發行したる公債券、自治團體の發行したる府縣債券、郡債券、市町村債券の類、會社の社債券、及び株式會社の株券の如きこれなり。

公債券は、政府の財政上の都合により、民間または外國等より金圓を借入れたる時、其の證券として、貸主に渡す證書にて、其の借金の用途により、整理公債、金祿公債、鐵道公債、軍事公債等の名稱を付せり。自治國體、及び會社の債券も、其の性質殆んど公債に同じ。

株券は、其の資本金を拂込まれたる證據として、會社より株主に渡しおく證券なり。
これ等の證券の信用あるものは、常に、相當の價格を有し、銀行、其の他においても、これを抵當として貸金を承諾し、また、賣買をなすことを得るが故に、其の功殆んど正金に異ならず。

六六 手形

手形も、また、其の信用あるものは、殆んど、正金の代りとして、金融の機關に供せらる。

手形には、約束手形、爲替手形、銀行小切手等の種類あり。約束手形とは、直ちに正金を拂渡す代りとして、

類の手
種形

利の手
便形

其の額面の手形券を渡し、支拂日を約束しおき、其の當日に至りて、これと引換に、額面の正金を支拂ふべき證據として振出すものをいひ、爲替手形は、甲が乙に若干の金子を支拂ふべきも、別に丙より同一若くは同一以上の金子を受取るべき權利ある時、これを振出し、乙をしてこの手形券を證據として、丙より額面の金子を受取らしむるため渡しおくものとし、銀行小切手は、銀行に預金あるもの、正金を他に支拂ふ代りとしてこれを發行し、これと引替に、其の銀行より正金を受取らしむるため振出す證券をいふ。

これ等は、いづれも、振出人、受取人、竝に、支拂人の世に信用あるものなる時は、轉々他に流通せしむるこ

手形取
扱注意

とを得べく、また、銀行に持参して、割引、即ち、支拂期日までの利子を割引して額面の金額を借入るることを得べく、其の便利正金に譲らざるなり。
社會の進歩し、實業盛んなるに至らば、手形の便利層一層を増し、これを發行するものも、また、益多きを加ふるに至るべし。然れども、手形の書式に、整はざる所あり、また、信用なきものの振出したるものは、法律上無功となり、または、支拂停止となりて、意外の損失を來すことあり、深く注意せざるべからず。

六七 通信

わが國の通信機關には、郵便、電信、電話等あり。いづ

郵便

電信
電話

れも、政府これを管理して、私人の營業を許さず、以て、通信の敏活と、確實とを謀り、また、其の秘密をも保護せり。現今、郵便局にて取扱ふ郵便の種類は、第一種信書(四匁までを三錢とし、四匁を増す毎に三錢を増す)、第二種郵便葉書(一枚一錢五厘、往復端書及び封緘端書各三錢、又一定の方式に従ひ私製端書を許す)、第三種定時刊行物(一號廿匁まで五厘、廿匁を増す以上を一とまとめとせば廿匁まで一錢、廿匁毎に一錢を増す)、第四種書籍、帳簿、各種の印刷物、寫眞、書畫、罫紙、營業品の見本(三十匁まで二錢以上、三十匁毎に二錢を増す)、第五種農産物種子(廿匁まで二錢、廿匁毎に二錢を増す)の五種とす、其の他、小包郵便の設けあり、また、其の配達の方法に關して、種々の特別取扱方あり。
電信、電話は、至急の用件を達するに、最も便なるものにて、これに關して、また、種々の制度あり。これ等の

制度は、われ等の日常通信をなすに當りて必要なるものなれば、一通り心得おかんことを要す。郵便、電信は、また、外國に向てもこれを發送することを得。但し、其の料金は、内地と同一ならず。

六八 交通

交通

交通は、近年益便利を極め、道路は、到る所砥の如く、鐵道は、四通八達し、海には、常に大船、小船、往復し、萬里の旅行も、多くの日數を要せずして安全になすことを得るに至れり。

鐵道

鐵道の主なるものは、官設には、東京より名古屋、京都、大阪を経て、神戸に通ずる東海道線、其の米原驛より

り分れて金澤、富山に達する北陸線あり。私設には、神戸より岡山、廣島を経て、馬關に至る山陽鐵道、門司より長崎、及び、熊本等に通ずる九州鐵道、大阪より大和、伊勢を過ぎて名古屋に達する關西鐵道、東京より仙臺、青森等に至る日本鐵道、其の大宮驛より分れて、高崎にて官設に接續し、信濃路を経て、越後の直江津に至り、更らに、北越鐵道に續きて新潟に通ずるものあり。これ等の幹線の外、枝線其の數を知らず、延長總て三千九百哩を越ゆといふ。

汽船

水路汽船の往復は、日本郵船會社、東洋汽船會社、大阪商船會社等の大なる株式會社、主として、これを營み、政府の保護を受けて、内地の諸港は勿論、支那、朝鮮

印度、南洋、竝に、歐米の諸國に定期航海をなす。

第八章 わが國の婦人

六九 過去及び現在の婦人

賢良古
母妻の

わが國は、古より、良妻賢母の出でて、男子を輔け、功業を萬世にのこしたるもの頗る多し。天照大神の御事は、申すもかしこし。橘媛は、日本武尊の東征に隨ひ奉りて、尊の御心を慰め奉り、東海に没して、つひに尊の御ために、身をすてたまひぬ。神功皇后は、仲哀天皇と共に、熊襲を征討し、天皇崩じたまひて後、親ら、三軍を叱咤して、三韓を隨へ、つひに、わが國開化の基礎をつくりたまひき。降りて中世に至り、政子

子と儒
女教

の、夫源頼朝を助けて、鎌倉幕府を聞ききたる、楠正成の室の、其の子正行、正儀を養ひて、父子三世の精忠を竹帛にのこさしめたる、數ふれば、蓋し僕をかふるものなほ及ばざるものあらん。

然るに、今世の始め、徳川氏の頃に至り、儒者の教次第に勢力を増し、女子は、幼にしては、親に従ひ、嫁しては、夫に従ひ、老いては、子に従ふべきことを説き、盛んに柔和、温順の徳を唱へそめたり。儒家の説く所、固より女子の美德にして、若し、女子にこの徳を缺かば、男子とわかつところなく、夫妻相ひ和する能はず、一家相ひ樂むこと能はざるに至るべしといへども、其の極端にこれを奨め、これを説きたりし結果は、柔和は

子の現
女在

人のがと婦西
婦國わ人洋

過ぎて因循となり、温順は變じて陰險となり、一種厭ふべく、忌むべき女子の風をなすに至れり。

今や、教育の道進み、諸種の學校備りて、女子を教養するの法、また昔日の如くならず、德育を盛んにして、女子の品位を高め、智育を勵まして、女子の識見を廣め、體育を唱へて、女子の心身を健かならしめんことを謀るもの、次第に多く、往く所として女學校の設あらざるなく、至る所として、女子教育の必要を説く聲を聞かざるなし。然れども、これを西洋諸國の狀態に較べ、わが國の婦人を西洋婦人の有様に對照する時は、なほ未だ及ばざること遠きの歎なくんばならず。彼れは身體強壯なり、精神快活なり、勇敢なる膽力を

備へ、遠大なる識見を有せり。人に接すること巧みに、子女を養ふことに長ぜり。家政を治むに、用意周到なり、夫を助けてこれを慰むに、同情溢るるが如し。彼れはわが國の婦女の如く、因循ならず、言ふべき所必ずこれを言ひ、行ふべき所必ずこれを行ふ。彼れはわが國の婦女の如く、陰險ならず、よく笑ひ、よく談じて、人に親しみ、交友に篤實なり。かれはわが國の婦女の如く、身體虛弱ならず、意志薄弱ならず、よく勞働に堪へ、またよく決行す。嗚呼、わが國の婦女は、西洋婦人に及ばざること、なほ遠きなり。

七〇 將來の婦人

今や、わが日本は、昔日の日本にあらずして、明治の日本なり。日本の日本にあらずして、世界の日本なり。世界強國の一に列し、其の間に挟まりて、競争せざるべからず。萬國環視の裡に行動し、其の勢力を伸張せざるべからず。嗚呼、われ等は、鎖國時代の國民にあらざるなり。東洋一孤島に平和を夢みたる、國民にあらざるなり。

われ等は、既に、女子の本分を明にし、女子の責任を論究せり。女子の勢力は、國の元氣に影響すること、甚しきを知れり。男子は、女子の内助を待ちて、よく其の業を大成すべきものたることを、明にせり。次代の國民を養成するの任は、女子にあることを知れり。され

ば、明治の日本をして、眞に世界の日本たらしめ、世界各國と併立して遜色なからしむるは、實に、今後の女子の責任なり。嗚呼、女子の責や重く、任や大なり。女子たるもの、何ぞ、古の因循姑息に安んじて可ならんや。何ぞ、益進みて智徳を磨き、この重き責任を盡さんことをつとめずして可ならんや。

然れども、國各其の風あり。人情風俗皆相ひ同じからざるは、固より其所なり。西洋婦人の風、如何に美なりとも、直ちに採りて、これをわが俗となすは、これ木につぐに竹を以てするに同じ。其の愚、寧ろ笑ふべきなり。新日本の婦人たるもの、また、深く、ここに思ふところなかるべからず。

高等日本婦女讀本終

日本

讀本

定價二各廿五錢

卷一 歷史篇
卷二 地理篇
卷三 理科篇

日本公民讀本

定價金廿五錢

文章體
談話體

訂增高等日本公民讀本

定價金三十錢

全一冊

日本婦女讀本

定價金廿五錢

全一冊

高等日本婦女讀本

定價金三十錢

全一冊

實業

定價金廿五錢

全一冊

補習農業

乙種金廿七錢

甲種各金廿五錢

明治卅五年十二月三日印刷
明治卅五年十二月七日發行

高等日本婦女讀本
定價金參拾錢

著者 橫山德次郎

發行者 大葉久吉
東京市日本橋區本石町三丁目十七番地

發行者 吉岡平助
大阪市東區備後町四丁目七十八番邸

印刷者 三島宇一郎
東京市神田區表神保町二番地



發行所

東京市日本橋區本石町三丁目
大阪市東區備後町四丁目

寶文館



広島大学図書

2000085181

